

## 五 昭和前期の出石

### 1 農業恐慌と農村の経済更生

(1) 産米改良と自作農創設維持事業の展開

#### 二〇 兵庫県出石郡神美村農会上米組合申合要項

『昭和五年参月改 例規規約類綴』

兵庫県出石郡神美村農会上米組合申合要項

第一条 本組合ハ、神美村ニ於テ稲作ヲ為ス農家ヲ以

テ組織ス

第二条 本組合ハ、一致協力シテ本村産米ノ向上ヲ図

リ、本村産米ノ声価ヲ発揚スルヲ以テ目的ト  
ス

第三条 組合員ハ、本県米麦品種改良規程ニヨリ、県

原種ヲ以テ經營セル採種圃生産種子ニヨリ品  
種ノ改良統一ヲ図ルコト

第四条 組合員ハ、産米ノ品種ヲ統一スル為左ノ品種

ヲ栽培スルコト

九種

販売用 酒米用(主)但馬強力 (副)穀良都  
 食糧用(主)早北穂・大和錦 朝日(副)銀坊主  
 自家用 飯米用(主)銀坊主 (副)保村八号  
 食糧用 糯 (主)七面鳥糯 (副)早生赤糯

第五條

但、漸次(主)品種ニ統一スルモノトス  
 組合員ハ、産米ノ乾燥ニ意ヲ傾注シ、左記各項ノ勵行ヲ期シ優良産米ヲ生産スル事

一、作付一反歩当稲架三間(八段)ヲ設置シ、完全ナル屋根ヲ設クルコト

二、稲架日数十五日以上トシ、連続晴天午後日中取入レルコト

三、莖干二日以上ヲナスコト

四、火力乾燥装量<sup>(包)</sup>ニヨリ乾燥ヲナスコト

第六條 組合員ハ、産米検査ノ正確・迅速ト容量包装ノ完備ヲ期スル為、部落農会内小組合(伍正)

毎ニ受檢組合ヲ組織シ、容量・俵装ヲ共同実

施シ共同受檢ヲナスコト

第七條

本組合ハ、産米移出検査三等以上ニシテ成績優良ナルモノニ対シ、左記品種ニ限り左表ノ産地徽標ノ烙印ヲ俵面ニ押捺シ、益々産米ノ声価ヲ發揚スルモノトス

(左記)

但馬強力

穀良都

早北穂

大和錦

朝日

銀坊主

計六品種

第八條

組合員ハ、産米販売ノ合理化ヲ図ル為個人売ヲ互ニ誡メ、農業倉庫ニ出荷シ又ハ百俵以上集積シテ共同受檢ヲナシ、産業組合共同販売ニヨリ販売ヲナスコト

昭和五年十月十八日部落農会長会申合ス

6センチメートル

11センチメートル

神 上 美

(左表)

6センチメートル

二〇二 自作農創設維持資金貸付規程 『小坂村諸規程綴』

自作農創設維持資金貸付規程

第一条 本村民ニ対シ自作農創設維持資金ヲ貸付ケムトスル時ハ、本規程ノ定ムル所ニ依リ毎年度予算ノ範圍内ニ於テ資金ヲ貸付ス

第二条 第一条ノ資金ハ、左ノ事業ヲ行フ者ニ対シ之カ資金トシテ貸付クルノ外、他ニ貸付ヲ為サザルモノトス

一、自作田畑ト為スヘキ土地ノ購入

二、村長ニ於テ適當ト認ムル自作田畑ノ維持

第三条 資金貸付ヲ行フ場合ニ於テハ、左ノ各号ニ依ルモノトス

一、借受人ハ、本村内ニ居住シ滿三年以前ヨリ引

続キ耕作ニ従事シ勤勉ニシテ信用アリ、将来

ニ於テモ自作田畑ノ經營ヲ持續シ得ル見込ア

ル者

二、自作ノ目的ヲ以テ土地ヲ購入セムトスル者、

又ハ資金ヲ借入レ旧債ノ借替ヲ為スニ非ラサ

レハ自作セル土地ヲ維持スルコト能ハサル者

三、購入又ハ維持セムトスル土地ノ價格四千元ヲ

超エサルコト

但シ、現ニ田畑ヲ所有スル者ニ対スル貸付

ニアリテハ其ノ田畑（維持セムトスル田畑ヲ

除ク）ノ價格ト、購入シ又ハ維持セムトス

ル土地ノ價格トノ合計額四千元ヲ超ヘサル

モノナルコト

四、前号ノ購入又ハ維持セムトスル土地ノ價格ハ、

借受人及之ト經濟ヲ全フスル家族ノ所有スル

總テノ田畑ノ價格ヲ合算シテ四千元ヲ<sup>超</sup>エサ

ルコト

五、購入セムトスル土地カ小作地ナル場合ハ、借

受人カ其土地ヲ小作シ居レルコト

但シ、購入ニハ、其土地ノ小作人ノ同意ヲ

得タルトキハ此ノ限りニアラス

六、購入セムトスル土地ノ価格ハ、県ノ貸付規程

第六條第六号ノ規程中附録算式ニ依ル標準価格及当該地方ノ普通價格ヲ超エサルモノナル

コト

七、維持セムトスル土地ノ抵当債務額及其土地ノ

購入當時ニ於ケル價格ハ、前号ノ價格ヲ超エサルモノナルコト

八、購入シ又ハ維持セムトスル土地ハ、其ノ上ニ

自作ノ障碍ト為ルヘキ権利存在セサルモノナルコト、購入セムトスル土地ノ上ニ存在スル抵当權ニ付亦同シ

九、貸付金額ハ、四千円以内トシ土地ノ購入価格

又ハ土地抵当債務額ノ金額トス

但シ、金額未滿ノ貸付ヲ受ケムトスル場合

ハ此ノ限りニアラス

十、貸付金ノ利率ハ、年三分五厘トシ貸付ノ翌日

ヨリ償還ノ当日迄利子ヲ附ス、貸付金ハ、据

置期間ヲ除キ償還期間ヲ二十四年トシ、半年

賦元利均等償還ノ方法ニヨリ毎年九月二十五

日及三月二十五日ニ償還スルモノトス

前項ノ据置期間ハ、貸付ノ当該年度内トシ、

据置期間中ニ於ケル利子支払期ハ前項ノ償還

期ニ全シ

償還金及利子ハ、納額告知書ニ依リ本村収入

役ニ納付スルモノトス

借受人貸付金ノ償還又ハ利子ノ仕払ヲ怠リタ

ルトキハ、其ノ金額百円ニ付日歩四銭ノ割合

ヲ以テ延滞金ヲ徴収ス

十一、資金借受人ニ対シ、本村住民ニシテ身元確實

信用アル者二人以上ヲ保証人トシテ差入シム

ヘシ、保証人ハ、借受人ニ代リ債務弁済ノ義

務アルモノトス

但シ、差入レタル保証人中不適当ト認メタ

ルトキハ、之カ變更又ハ増員ヲ命スルコト  
アルヘシ

三、購入又ハ維持シタル土地全部ニ対シ、遲滞ナ  
ク貸付金ノ担保トシテ第一抵当権ヲ設定スル  
モノトス

三、借受人ハ、其ノ講入<sup>(購)</sup>又ハ維持シタル土地ノ収  
穫高不可抗力ニ因リ著シク減少シ、若シクハ  
皆無トナリ償還額ノ負担ニ堪ヘサルトキハ、  
貸付資金ノ償還方法ノ変更ヲ申出ツルコトヲ  
得

四、借受人ハ、繰上償還ヲ申出ツルコトヲ得

五、繰上償還ノ方法ニ依リ全部ノ償還ヲ了リタル  
時ト雖モ貸付ノ際決定シタル償還期間中ハ、  
村会ノ承認ヲ経ルニアラサレハ自作ヲ廃休シ  
又ハ本条第十二号ノ抵当権ヲ除クノ外、其ノ  
土地ノ上ニ抵当権ヲ設定セシメサルコト  
本条第十三号ノ規程ニヨリ変更セラレタル時

亦全シ

六、前号ノ期間内ニ於テハ、其土地ヲ讓渡スルコ  
トヲ得サルモノトス

但シ、特別ノ事情アルモノニシテ、村会ノ

決議ニ依リ其土地ヲ本村ニ又ハ本村ヲ経テ

第三者ニ讓渡スル場合ハ此ノ限りニアラス

七、前号但書ニ依ル本村ヲ経テ讓渡スル場合ハ、

其讓受人ハ本条第一号ノ資格ヲ具備シ且田畑

ヲ所有セス又ハ同条第三号ノ但書及同条第四

号ニ該当スルモノニシテ、借受人ノ債務ヲ引

受クルモノナルコト

六、前号ノ讓受人ナキ場合ニ於テ其他ノ者ニ土地

ヲ讓渡シタルトキハ、資金ノ償還ヲ完了セサ

ル借受人ニ付テハ讓渡ノ際ニ於ケル未償還金

額ヲ返還セシムルモノトス

六、土地価格其他貸付ニ関スル重要ナル事項ニ付

テハ、本村自作農奨励調査委員会ニ於テ調査

審議セシムルモノトス

三、借受人ハ、可成簡易生命保険加入者ニ限ルコ

ト

第四条 前条各号ニ依リ資金ヲ借受ケムトスル者ハ、

様式第一号ノ申請書ヲ毎年四月末日迄ニ村長ニ差出

スヘシ

第五条 前条申請者ニシテ資金貸付ノ指令ヲ受ケタル

時ハ、直ニ様式第二号ノ借受証書ヲ村長ニ差出シ資

金ヲ受領スヘシ

前項ノ証書記載事項ニ変更スヘキ事由ヲ生シタルト

キハ、借受人ハ直ニ其ノ変更事項ヲ記載シタル証書

ヲ保証人ノ連署ヲ以テ村長ニ差出スヘシ

第六条 借受人ハ、左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ貸

付元本額ノ十分ノ一ニ相当スル<sup>(念)</sup>全額ヲ違約金トシテ

徴収シ、且貸付金ノ全部ヲ即時ニ償還セシムルモノ

トス

一、事実ヲ欺罔シテ資金ヲ借入シタルトキ

二、資金ヲ貸付ノ目的以外ノ費途ニ充用シタルト

キ

三、正当ノ理由ナクシテ自作ヲ廃休シタルトキ

四、故ナク貸付金ノ償還又ハ利子ノ支払ヲ為サ、

ルトキ

五、貸付金ニ依リテ購入又ハ維持シタル土地ノ其

ノ資金償還期間中、正当ノ理由ナクシテ之ヲ

譲渡若クハ担保ニ供シタルトキ

イ、借受人資金借受後三十日以内ニ購入又ハ借替

ノ手続ヲ了セサルトキハ、貸付金ノ全部又ハ

一部ヲ償還セシメ、全時ニ貸付元本額ノ百分

ノ五ニ相当スル金額ヲ仕払ハシムルモノトス

ロ、借受人繰上償還ノ方法ニ依リ貸付金全部ノ償

還ヲ了リタルトキト雖モ第三条第十六号ノ規

定ノ趣旨ニ反シ其ノ土地ヲ譲渡シタルトキハ、

貸付元本額ノ百分ノ五ニ相当スル金額ヲ支払

ハシムルモノトス

第七條 借受人カ前條第五号ヲ除ク各号ノ一ニ該当シ、

又ハ<sup>(ママ)</sup>第三條第十五号ノ趣旨ニ反シテ其ノ自作ヲ廢休

シ其土地ヲ抵当權ノ目的ニ供用シタルトキハ、左ノ金額ヲ以テ當該土地ヲ本村カ先買スルコトヲ得ルモノトス

一、購入價格ノ全額ニ相當スル金額ノ貸付ヲ為シ

タル場合ニ於テハ、償還ヲ受ケタル金額中其ノ元金ニ相當スル金額

二、購入價格ノ一部ニ相當スル金額ノ貸付ヲナシ

タル場合又ハ維持ノ為メ貸付ヲ為シタル場合ニ於テハ、償還ヲ受ケタル金額中其ノ元金ニ

相當スル金額ニ貸付當時ニ於ケル其ノ土地ノ

價格（購入ノ場合ニ在リテハ購入價格）ト貸付金額トノ差額ヲ加算シタル金額

第八條 前各條ノ規定ニ依リ自作田畑ノ創設又ハ維持

ヲ行フモノ、其ノ事業ニ附隨シ必要ナル宅地ノ創設又ハ維持ヲ行フ場合ハ、本規程ヲ準用ス

但シ、宅地トシテ購入シ又ハ維持セムトスル土地ノ面積ハ、現ニ所有スル宅地（維持セムトスル宅地ヲ除ク）ノ面積ヲ合セ七百五十坪以内トシ、其價格及貸付金額ハ五百円ヲ超ユルコトヲ得ス

附 則

本規程ハ、発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本規程施行上細部ノ事項ニ就テハ、村長ニ於テ内規トシテ定ムルコトヲ得

本規程ニ對シ其筋ヨリ修正方要求セラレタル場合、其趣旨ニ反セサル程度ノ字句ノ修正ハ村長ニ於テ之ヲ為スコトヲ得

\* 借入申請書等各様式はこれを省略する。本規程は昭和三年五月二十九日村議會へ提出、可決された。

一〇三 小坂村自作農奨励調査委員會規程

『小坂村諸規程綴』

小坂村自作農奨励調査委員會規程

第一條 自作農奨励調査委員會ハ、本村長ノ諮問ニ応

1 農業恐慌と農村の経済更生

シテ自作農創設維持資金貸付ニ関スル左ノ事項ヲ調査審議ス

一、購入又ハ維持セムトスル土地価格ノ当否  
二、資金借受人ノ適否

三、其他重要ナル事項

第二条 委員会ハ、委員長及委員ヲ以テ組織ス

第三条 委員長ハ、村長ヲ以テ之ニ充ツ

第四条 委員ハ、本村内公民中ヨリ選挙権ヲ有スル者

ヨリ村長ノ推薦ニ依リ村会之ヲ定ム

第五条 委員ハ、委員長共ニ五名トス

第六条 委員会ニ書記ヲ置キ、委員長之ヲ任免ス

附 則

第七条 本則ハ、昭和三年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

一〇三 自作農地開墾奨励に関する件 『神美村会会議録』

神議第二六号

自作農地開墾奨励ニ関スル件

本年三月兵庫県令第十八号ヲ以テ自作農奨励規程ノ公布セラレ自作農ノ創設又ハ維持ヲ図ラル、本村ニ於テモ曩ニ部内ノ下調ヲ行ヒタルニ左ノ通希望箇所アリ、仍テ之カ助成金ヲ規程ニヨリ本村費ニ収支シテ事業ノ完全ヲ期シ、併セテ別紙ノ要項ヲ定メ以テ本来ノ趣旨ニ副ハムトスルモノナリ

記

開墾地面積調

大字	個所数	開墾面積	将来開墾計画面積	関係人員	備考
袴 狹	一	一五〇〇反	一	一	
三 宅	一	三五〇〇	一	一	
森 尾	六	七〇〇〇	二	六	
宮 内		二〇〇〇	五	五	
奥 小野		五八〇〇	二	二	
香 住		二〇〇〇	一	一	
計	八	一三〇〇〇	三〇〇〇	一六	

合計 開墾面積一町二反歩 反当開墾費平均七十円

此金八百四十円 本県助成金工事費ノ四分以内



五 昭和前期の出石

此ノ助成金三百三十六円

昭和十三年五月十八日提出

神美村長 西村 政夫

原案可決

神美村自作農地開墾奨励金交付要項左ノ如ク定ム

第一 自作農ノ創設ヲ図ル為、本要項ニ依リ毎年度予算ノ範囲内ニ於テ奨励金ヲ交付ス

第二 奨励金ハ、個人ガ自作農地トナス為ニ行フ未開墾ノ工事ニ対シ県ノ承認ヲ経タル者ニ交付ス

第三 奨励金ノ額ハ、工事費ノ四分以内トス 但シ、工事費ハ、県ノ設計ニ基キ精算額ニ依ル

第四 奨励金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ、別記様式ノ届書ヲ前年度ノ五月三十日限村長ニ提出スヘシ

\*第四中別記様式はこれを省略する。

一〇四 自作農創設に関する農地状況調査書(抄)

『小坂村自作農創設維持ニ関スル綴』

一、既往ニ於ケル自作農創設ノ状況

創設年度	創設反別	借入資金	摘要
昭和三年度	二八五	一、〇〇〇	
昭和四年度	二二二	〇〇〇	
昭和五年度	二四七	〇〇〇	
昭和七年度	一三四	〇〇〇	
昭和八年度	一四八	〇〇〇	
昭和九年度	二一七	七、〇〇〇	
昭和十年度	一四二	五、〇〇〇	
昭和十三年度	二九二	六、〇〇〇	
計	一五二七	二六〇、六〇〇	

(2)小坂村の村内調和

一〇五 治水に関する覚書

『小坂村往復文書綴』

覚書

今回本県ニ於テ村内福居・伊豆両部落ノ県道兼堤防幅員拡張ヲ計画セラレタルニ、西部八部落(片間・三木・大谷・丸谷・中谷・森井・尾崎・鳥居)ハ治水大事業進捗ノ今日一部分ノ起工ハ大ニ治水事業ニ支障ヲ来スヲ以

テ現状維持ヲ固守シテ譲ズ、一方堤防ノ堅固ヲ希望スル福居・伊豆部落ハ県計画ノ速進ヲ計リ双方紛擾セリ、斯クテハ村治ノ平和ヲ欠クタメ村長・助役並ニ中山麟治氏及本工事ニ治水上最モ關係薄キ水上松田徳次氏・長砂川崎喜衛藏等相計リ仲裁者トナリ、左記条件ニ依リ双方善意ヲ以テ円満解決セリ

一、福居所屬字橋爪、伊豆部落ニ通ズル道路分岐点ニ於テ（暗渠復旧ヲ要スヘキ箇所）、拾間以内ノ延長ニ

對シ復旧工事ヲ承諾スルコト

一、伊豆所屬字新田関切樋門以上ニ於テ、道路延長百

五拾間以内幅員擴張ヲ承諾スルコト

一、伊豆橋上流西岸堤防ノ幅員擴張ヲ其筋ニ稟請シ、

大正十五年度中ニ必ス実現セシムルコト

一、爾來出石川堤防ハ治水上ノ利害相反スルヲ以テ、

協定出來ザル部分ハ絶対実行セザルコト

右協定ノ通り覚書ヲ作成シ、之ガ実行ヲ期スル為メ関

係者署名捺印スルモノトス

大正十五年三月十八日

小坂村長 太田四郎太夫<sup>㊤</sup>

小坂村助役船越信次郎<sup>㊤</sup>

中山麟次<sup>㊤</sup>

松田徳次<sup>㊤</sup>

川崎喜衛藏<sup>㊤</sup>

広井伊之助<sup>㊤</sup>

瀬田丈太郎<sup>㊤</sup>

中和岡右衛門<sup>㊤</sup>

大田彦兵衛<sup>㊤</sup>

国下常吉<sup>㊤</sup>

河本伊八郎<sup>㊤</sup>

中山幸七<sup>㊤</sup>

瀬尾由太郎<sup>㊤</sup>

松田石之助<sup>㊤</sup>

川崎宇之助<sup>㊤</sup>

広井芳藏<sup>㊤</sup>

五 昭和前期の出石

本村ハ從來治水上ニ関シ村ノ平和ヲ欠キタルモ、大正十五年春解決セル覚書及本年度震水災直後申合ニ依リ、村内堤防治水上ニ関係セル工事ハ、爾今村長・助役及土木常設委員ニ於テ認定セル箇所工法ニ拠ルニ非ラザレバ、県村工事共施工セザル事ヲ申合セタリ然ルニ先年紛擾セル箇所タル村内福居字土手ノ内ニ於テ、今回県工事ノ完成ヲ見タリ、為ニ平和ヲ欠クノ状

一〇六 治水に関する申合規約

申合規約

『小坂村往復文書綴』

岩見達之助<sup>㊦</sup>

坪井寅吉<sup>㊦</sup>

立脇孝<sup>㊦</sup>

中尾卯太郎<sup>㊦</sup>

狩野牧太郎

柴垣猪太郎<sup>㊦</sup>

田中盛造<sup>㊦</sup>

態ナルニヨリ、今後前記申合ヲ確守シ大字的行動ヲ排

シ大局ニ着眼シ相互治水大計画ニ支障ヲ生ゼザル様留

意シ、益々村ノ平和ヲ図リ円満ナル自治ノ遂行ヲ期ス

ル為メ左ノ条項ヲ確約ス

左記

一、本村内治水上ニ関係セル土木工事ハ、村長・助役及土木常設委員ニ一任スル事

但シ、当事者ハ、全村ヲ通シテ一視同仁・善意ヲ

以テ処断スルモノトス

一、大正十五年三月十八日覚書及本申合規約実行スル

事

昭和二年五月十八日

小坂村長 船越信次郎<sup>㊦</sup>

小坂村助役大田彦兵衛<sup>㊦</sup>

村会議員 松田徳次<sup>㊦</sup>

村会議員 川崎喜衛藏<sup>㊦</sup>

村会議員 広井伊之助<sup>㊦</sup>

村会議員 太田四郎大夫<sup>㊦</sup>

村会議員 瀬田丈太郎<sup>㊦</sup>

村会議員 中和岡右衛門<sup>㊦</sup>

村会議員 国 下常吉<sup>㊦</sup>

村会議員 河本伊八郎<sup>㊦</sup>

村会議員 中山 幸七<sup>㊦</sup>

水上総代 松田石之助<sup>㊦</sup>

長砂総代 篠原芳雄<sup>㊦</sup>

尾崎総代 岩見浅吉<sup>㊦</sup>

森井総代 吉谷十太郎<sup>㊦</sup>

大谷総代 立 脇 孝<sup>㊦</sup>

伊豆総代 田 渕 準 三<sup>㊦</sup>

福居総代 福 田 富<sup>㊦</sup>

大字総代署名捺印ナキ分ハ、村会議員ト総代ト兼務ニ付之ヲ省略ス

(3) 豊岡町外十四ヶ町村治水事務組合の成立と業績

イ 治水事務組合の成立

一〇七 豊岡町外十四ヶ町村治水事務組合規約

『出石町会会議録』

第一章 総 則

第一条 本組合ハ、政府ニ於テ施行セラル、円山川改修ニ因リテ直接影響ヲ蒙ルヘキ区域内ノ治水ニ関スル事務ヲ共同処弁スルヲ以テ目的トス、但、円山川ノ改修ニ原因セサルモノハ此限りニアラス

第二条 組合ハ、豊岡町外十四町村治水事務組合ト称ス

第三条 本組合ハ、左ノ町村ヲ以テ組織ス

城崎郡豊岡町・八条村・国府村・中筋村・新田村・三江村・田鶴野村・五荘村・内川村・城崎町・港村・出石郡小坂村・神美村・出石町・室埴村

第四条 本組合役場ハ、兵庫縣城崎郡豊岡町ニ之ヲ置ク

第二章 組合会ノ組織及選挙

第五条 組合会議員ノ定数ヲ三十名トシ、組合町村長

及組合各町村会ニ於テ其町村公民中町村会議員ノ被  
選挙権ヲ有スル者ヨリ選挙シタル者トヲ以テ組織ス、  
但、町村長職ニ在ラサルトキハ、助役ヲ以テ之ニ充  
ツ

組合各町村ニ於テ選挙スヘキ議員数ハ、一名トス

第六条 組合各町村ニ於テ選挙シタル組合議員ノ任  
期ハ、四年トス

第七条 組合会議員ノ選挙ハ、組合管理者ノ定ムル期  
日ニ於テ之ヲ行フヘシ

前項ノ期日ハ、少クトモ七日前組合管理者ヨリ組合  
町村ヘ告知スルモノトス

第八条 組合各町村ニ於テ選挙シタル組合議員ニ欠  
員ヲ生シタルトキハ、補欠選挙ヲ行フヘシ

補欠議員ハ、前任者ノ残任期間在任ス

第九条 選挙ヲ終リタルトキハ、組合町村長ハ直ニ当  
選者ニ当选ノ旨ヲ告知シ、同時ニ当选者ノ住所・氏  
名ヲ組合管理者ニ通知スベシ

当选者当选ヲ辞セムトスルトキハ、当选ノ告知ヲ受  
ケタル日ヨリ五日以内ニ組合管理者ニ申立ツヘシ

第十条 組合議員ノ当选ヲ辞シタル者アルトキハ、  
更ニ選挙ヲ行フヘシ

第三章 組合吏員ノ組織及選任

第十二条 本組合ニ管理者一名・副管理者一名・収入役  
一名・書記一名ヲ置ク

第十三条 管理者・副管理者及収入役ハ、組合会ニ於テ  
組合内町村公民中選挙権ヲ有スル者ヨリ之ヲ選挙ス  
前項ニ依リ選挙ヲ了スル迄ノ管理者ハ、城崎郡長ニ  
之ヲ委托スルモノトス

第十三条 管理者・副管理者及収入役ノ任期ハ、四年ト  
ス

第十四条 書記ハ、管理者之ヲ任免ス

第四章 組合費支弁方法

第十五条 組合費ハ、左ノ割合ヲ以テ組合町村ニ分賦ス  
但、組合各町村及其町村ノ一部ニ対シ特ニ利益アル

事件ニ関シテハ、其町村若クハ町村ノ一部ニ対シ特 別ノ分賦ヲ為スコトヲ得	豊岡町	分賦総額ノ千分ノ百三十三
八条村	同	五十八
新田村	同	九十六
三江村	同	四十三
田鶴野村	同	七十三
五荘村	同	七十七
内川村	同	二十二
城崎町	同	六十三
港村	同	四十二
中筋村	同	七十七
国府村	同	五十五
小坂村	同	八十五
神美村	同	八十四
出石町	同	五十六
室植村	同	三十六

附 則

本規約ハ、許可ノ日ヨリ之ヲ施行ス

\*大正十二年七月二十三日に町会へ提出し、即日原案可決される。

同組合の設立に当たっては、一五ヶ町村の町村長(中筋・国府村は助役〔村長代理〕名で大正十二年七月二十四日設立申請をなし、同年九月十七日兵庫県知事の許可を受ける。その後、昭和八年には城崎町・内川村の脱退及び八条村の豊岡町への併合などで同組合規約に変更が生じ、同年六月八日申請、七月二十一日兵庫県知事の許可を得て名称を豊岡町外十一個町村治水事務組合と改称する。ちなみに関係町村の組合費分賦率をみると、小坂村分賦総額の千分の九十四、神美村同九十三、出石町同六十四、室植村同四十三にそれぞれ変更されている。

ロ 円山川改修附帯工事の施行(関係分)

一〇八 福居用悪水樋管

『治水事務組合之業績』

兵庫県出石郡小坂村福居地先

一、樋管 延長二三・五米 内径〇・九米

五 昭和前期の出石

構造

基礎 杭打

本体 鉄筋混凝土

扉 鉄製巻揚扉

此工費金六千三百円

内訳

金四千弐百円

金弐千百円

国庫補助金

組合負担金

計画説明

本工事ハ内務省起業ニ係ル円山川改修工事ニ伴ヒ、同川支川出石川右岸出石郡小坂村福居地内及伊豆地内一部ノ用排水ニ備ヘルタメ、同川右岸断面零里二十八丁半附近ニ樋管ヲ設置セントスルモノナリ、従来ハ前記部落各一種管ヲ有シ、此ノ二樋管ニ依リテ用排水ニ備ヘタルモ共ニ円山川改修工事ニヨリテ改築ヲ要スルコト、ナリタル為メ、之ヲ合同シ水路ニ依リテ連絡シ以テ同川右岸零里二十八丁半附近ニ樋管ヲ新設セントス

ルモノナリ、尚水路交叉点ニ敷高ノ差異ヲ生シ、又低

地部ノ用水時ニ備ヘル為メ用水堰兼用水叩キヲモ設置

セントスルモノナリ、本樋管ノ構造ハ内径〇・九米ノ

鉄筋混凝土管渠ニシテ基礎ハ地杭打及出入口外二ヶ所

ニ矢板工ヲ施シ、川表ニ鉄製巻揚扉ヲ取付クルモノト

ス

水路ハ底幅一米及〇・六米ニシテ兩法二割勾配トシ、

前者ハ延長一二六・七米、後者ハ延長七・五米ニシテ

総延長一三四・二米トス

工事着手昭和八年四月十六日

工事竣功昭和八年十月十五日

一〇九 向伊豆・福居用水路

『治水事務組合之業績』

兵庫県出石郡小坂村伊豆・福居地内

一、水路延長六百四十二米

暗渠 里道及畦畔横断箇所土管伏込八個所

堰 鉄筋混凝土

此工費金九百四拾五円

内訳

金六百三拾円

金三百拾五円

計画説明

本工事ハ円山川改修ニ伴フ出石川左岸新堤築造ノ為メ、  
出石郡小坂村伊豆及福居地内ニ於ケル用水路ノ改築ヲ  
要スルヲ以テ之ヲ新堤裏先ニ付替ヘントスルモノニシ  
テ、丁杭零里二十丁上二八・六米ヨリ零里二十二丁上  
六・六米ニ至ル二百十八米及零里二十六丁上三・四米  
ヨリ零里二十九丁上一五・七米ニ至ル四百二十四米ノ  
総延長六百四十二米ニ、敷幅五十糎兩法一割ノ水路ヲ  
掘鑿シ、此土砂ヲ直チニ水路兩肩ニ約十糎ノ高サニ築  
立ツルモノトス、而シテ里道一個所及畦畔七個所ノ横  
断所ハ土管暗渠トス、尚零里二十三丁半附近及同二十  
六丁附近及同二十七丁附近ニ於テハ従来ノ石道堰ニ代  
フルニ鉄筋混凝土ノ堰ヲ設ケ、取水ニ便ナラシメント

ス

工事着手昭和七年一月十六日

工事竣功昭和七年十一月三十日

二〇 袴狭川樋門

『治水事務組合之業績』

兵庫県出石郡小坂村島地先

一、樋門 延長一八・〇米 内法高一・八米二連

構造

基礎

地杭打

本体及翼壁

鉄筋混凝土

扉

鉄製卷揚扉

此工費金尅万八千四百式拾円

内訳

金尅万式千式百八拾円

国庫補助金

金六千四百拾円

組合負担金

計画説明

本工事ハ内務省起業円山川改修工事ニ伴ヒ、同川支川



五 昭和前期の出石

出石川右岸出石郡小坂村島ノ一部、神美村袴狭・坪井及宮内地内ノ排水路タル袴狭川吐ロガ出石川新堤ニヨリ閉鎖サル、ヲ以テ、新タニ同川右岸断面一里四丁半上一六・〇米ノ地点ニ樋門ヲ設置セントス、従来袴狭川吐ロニハ一里五丁附近旧堤ニ石造樋門ノ内法幅〇・九米、高〇・九米ノモノ及幅一・〇六米、高〇・九米ノモノ各一連ヲ有ス、而シテ一里四丁半附近ニハ平地部分ノ排水トシテ内径〇・三米ノ土管二本ノ敷設アリ、仍テ本設計ニテハ之等ヲ合同シ且ツ新タニ堤内地トナレル区間ノ排水ヲ要スルヲ以テ、内法幅一・八米、高一・八米ノ函渠二連ヲ設ケントス

構造ハ基礎地杭打、本体ハ鉄筋混凝土トシ逆水ニ備フル為鉄製巻揚扉二枚ヲ設備ス

現在樋門ト新樋門トヲ連絡スル為メ、底幅四・一五米両法一割ノ水路ヲ設ケ水面以下柵工ヲ施ス

工事着手昭和九年一月六日

工事竣功昭和九年十月三十一日

二二 片間樋門

『治水事務組合之業績』

兵庫県城崎郡中筋村加陽地内

一、樋門 延長二〇米 内法幅高<sup>一</sup>・八米 函渠二連

構造

基礎 地杭打

本体及翼壁 鉄筋混凝土

扉 鉄製片開自在扉

此工費金老万九千四百四拾円

内訳

金老万式千九百六拾円 国庫補助金

金六千四百八拾円 組合負担金

計画説明

本工程ハ内務省起業円山川改修工事ニ伴ヒ、同川支川出石川左岸小坂村ノ大部分及中筋村加陽ノ一部ノ排水路ヲ出石川新堤ニヨリ閉鎖サル、ヲ以テ、新タニ左岸零里十六丁上三〇米ノ地点ニ樋門ヲ設置セントスルモノナリ

従来ノ排水樋門ハ零里十九丁半見通シ線附近ニアリ、

石道ニシテ内法幅二・二米、高一・五米トス

本樋門ノ構造ハ内法幅一・五米、高一・八米ノ函渠ニ連トシ、基礎ハ地杭打、本体ハ鉄筋混凝土トシ鉄製片

開自在扉各一牧ヲ備フ

工事着手昭和九年五月一日

工事竣功昭和九年十月三十一日

二二 宮内用悪水路

『治水事務組合之業績』

兵庫県出石郡神美村坪井・宮内、小坂村長砂・水土地

内

一、用悪水路

水路 延長一九七四・三米 底幅一・〇米乃至一・五米

用水堰及水叩 一ヶ所

用水堰 二ヶ所

橋梁 六ヶ所

土管伏込 一ヶ所

此工費金九千円

内訳

金六千円

国庫補助金

金三千円

組合負担金

計画説明

本工事ハ円山川支川出石川改修工事ニ伴ヒ、同川右岸断面一里二十三丁上二四米出石郡小坂村水土地先ニ設置サレタル第一号悪水樋ノ改築、並ニ同地先一里廿九丁半上二五米ニ所在スル第二号悪水樋ヨリ排除スル悪水ハ同村長砂地内ヲ経テ出石川ニ流入シタルモ、同地内ハ新旧両堤間ニ狭マレ、為メニ従来堤外地ニアリテ自然流下サレタル悪水ト共ニ其ノ吐口ヲ遮断サル、ヲ以テ悪水樋ノ新設ヲ要シ、又右岸一里六丁半ヨリ一里十四丁半ニ至ル間ニハ従来旧堤法裾ニ沿ヒ用水路アリテ灌溉水ノ引用ニ供シタルモ、同区間ノ新堤ハ旧堤拡築ノ為用水路モ亦改築ノ必要生シタルヲ以テ之等三者ヲ廢シ、代フルニ第一号樋ヨリ目下施行中ノ袴狭川樋

五 昭和前期の出石

ニ至ル区間ニ用悪水路ヲ新設シ、二樋管ニ依リ排除サルヘキ悪水ヲ新袴狭川樋ニ導クト同時ニ用水期ニハ灌溉水引用ノ目的ニ資セントスルモノナリ

水路ハ水上附近ニテハ底幅一・〇米ナルモ漸次拡大シ袴狭川合流点ニ至リ一・五米トス、水路兩法一割勾配トシ、田面側ニハ天端〇・五米田面ヨリ〇・三乃至〇・五米上リノ畦畔ヲ設ク、水路延長一九七四・三米、縦断勾配ハ地盤ノ関係上二千分の一ヨリ漸次六百分の一ニ変化スルモノトス

水路終点ニハ用水堰兼用ノ水叩ヲ設ケ新設水路ト袴狭川トノ敷高ノ差ヨリ生スル水路ノ洗堀ヲ防止シ、尚一里十丁及一里十六丁附近ニケ所ニ設置スル用水堰ト共ニ灌溉水ノ引用ヲ便ナラシメ、村道横断箇所ニハ石積橋台、床版ハ鉄筋混凝土造リノ橋梁ヲ六個所ニ新設セントスルモノナリ

尚一里十四丁半ヨリ一里二十丁ニ至ル区間ハ旧堤敷ヲ利用シ用地買収ヲ避ケ、其堀鑿土ハ長砂地内ノ新水路

へ排水不能ノ低地部ヲ埋立ツルト共ニ、一里十五丁半附近旧堤ニ混凝土管ヲ埋設シ、排水ヲ可能ナラシメントスルモノナリ

工事着手昭和九年七月一日

工事竣功昭和十年六月三十日

二三 鳥居用水樋門

『治水事務組合之業績』

兵庫県出石郡小坂村鳥居地先

一、樋門 延長二〇・〇米 内法高一・三〇米

構造

基礎 地杭打  
 本体 鉄筋混凝土  
 扉 鉄製卷揚扉

此工費金七千五百円

内訳

金五千円 国庫補助金  
 金弐千五百円 組合負担金

計畫說明

円山川支川出石川左岸一里十五丁半ニ所在ノ西小坂村  
 用水路鳥居用水樋門ハ、出石川改修新堤築造ノ為之カ  
 改築補足ノ必要ヲ生シタルヲ以テ、本設計ニヨリ改造  
 セントスルモノナリ

本用水樋門ハ出石郡小坂村ノ西部耕地約貳百町歩ノ灌  
 漑用水樋ニシテ在来樋門ハ石造暗渠ナリシモ、改修新  
 堤ノ増大ト且ツ将来維持ノ為メ、主トシテ鉄筋混凝土  
 造トシ川表及川裏ニ継足改造セントス

構造ハ基礎地杭打・本体鉄筋混凝土トシ、其ノ寸法内  
 法高一米、幅一・三米、延長二〇米ノ函型暗渠一連ト  
 シ、入口ニハ鉄製巻揚扉一牧<sup>(マ)</sup>ヲ設備ス、而シテ出入口  
 ニ水叩及法面保護ノ為メ石張ヲ行フ

工事着手昭和十年一月六日  
 工事竣功昭和十年七月十五日

二四 室ノ台悪水樋門

『治水事務組合之業績』

兵庫県出石郡室埴村弘原地先

一、樋門 延長一五・八米 内法<sup>高</sup>幅〇・二米  
 〇・九米

構造

基礎 地杭打

本体 鉄筋混凝土

扉 鉄製片開自在扉

此工費金四千八百六拾円

内訳

金三千貳百四拾円 国庫補助金

金千六百貳拾円 組合負担金

計畫說明

本工程ハ円山川改修工事ニヨリ同川支川出石川左岸兵  
 庫県出石郡室埴村弘原地内一部ノ悪水排除ノ為メ、通  
 水樋門ヲ設置セントスルモノナリ

従来同地域内ハ無堤地ニシテ悪水ハ自然放流ニ委セア  
 リシモ、計畫新堤築造ニ伴ヒ堤内地トナリ、之等悪水  
 排除ノ途ヲ遮断セラル、コト、ナレルヲ以テ、概ネ旧

五 昭和前期の出石

悪水路ヲ利用シ一部新堤法先ニ新水路ヲ掘鑿、左岸一里二十五丁半附近ニ導水本樋門ニヨリ之ガ排除ヲナサントス

本樋門ノ内法高一・二米、幅〇・九米ノ函型暗渠ニシテ、基礎ハ地杭打、出入口ニカ所矢板打込ミ、本体鉄筋混凝土造トシ扉ハ鉄製片開自在扉<sup>(ツ)</sup>ヲ取付ケ、取付水路ハ堤内延長二六六米・堤外三十二米ヲ新設シ、堤内ハ旧水路ニ準シ數幅〇・八米乃至一米、両法一割トシ堤外ハ數幅一米、両法ニ杭柵工ヲ施工シ平均低水位以下ノ法面保護トス、尚樋門出入口両端ニハ水叩及両法ニ石張ヲ行フ

工事着手昭和十年二月一日  
 工事竣功昭和十年七月三十一日

二五 鍛冶屋悪水樋門

『治水事務組合之業績』

兵庫県出石郡室埴村鍛冶屋地先

一、樋門 延長一四・〇米 内法<sup>高</sup>一・〇米  
 幅〇・九米

構造

基礎 地杭打

本体 鉄筋混凝土

扉 鉄製自在扉

此工費金三千円

内訳

金貳千円

金壹千円

国庫補助金  
 組合負担金

計画説明

本工程ハ円山川支川出石川改修ニ伴ヒ、同川断面一里二十七丁ヨリ二里三丁半ニ至ル間ハ流路付替ノ為メ、左岸新堤ハ兵庫県出石郡室埴村鍛冶屋地先同川左岸断面二里二丁半上一四・五米ニ於テ在来所在スル悪水路ヲ遮断スルヲ以テ同個所ニ樋門ヲ新設シ、悪水ノ排除ニ備ヘントスルモノナリ

本樋門ハ内法高一米、幅〇・九米ノ函形暗渠<sup>(型)</sup>ニシテ、基礎ハ地杭打及川表川裏ニケ所ニ木矢板ヲ打込ミ、本

1 農業恐慌と農村の経済更生

体ハ鉄筋混凝土造トシ扉ハ鉄製片開自在扉ヲ取付タル  
モノトス

水路ハ川表ニ於テ二〇・五米ノ在来水路ヲ拡張シ、川  
裏ニ於ケル主水路ハ旧水路ヲ利用シ、支線水路ヲ断面  
二里一丁半附近ヨリ樋門入口迄官民境界ニ沿ヒテ新設  
シ、樋門ヨリ下流部ノ悪水導渠トナサントスルモノナ  
リ

工事着手昭和十年三月十一日

工事竣功昭和十年十二月十五日

二六 新田用水樋門

『治水事務組合之業績』

兵庫県出石郡小坂村伊豆地先

一、樋門 延長一八・五米 内法<sup>高一・四米</sup>幅<sup>一・六米</sup>函渠二連

構造

基礎

地杭打

本体及翼壁

鉄筋混凝土

扉

鉄製巻揚扉

此工費金貳万千七百八拾円

内訳

金壹万四千五百貳拾円

国庫補助金

金七千二百六拾円

組合負担金

計画説明

本工事ハ円山川改修ニ依リ同川支川出石川右岸新堤ノ  
築造ニ伴ヒ、同川断面零里十八丁附近兵庫縣城崎郡中  
筋及出石郡小坂両村界附近ニ從來出石川ヲ横断シテ井  
堰ヲ設ケ、且ツ同十六丁半附近ニ所在ス<sup>ル</sup>取入樋門ニ  
<sup>ヨリカ</sup>城崎郡中筋・新田・三江及出石郡神美・小坂ノ五  
ヶ村地内四百十三町步余ノ耕地ニ灌溉スル用水路ヲ同  
川右岸断面零里十七町半附近ニ於テ遮断スルヲ以テ取  
入樋門ノ新設ヲ必要トス、然ルニ之レト相關連スル堰  
モ亦低水路ノ付替ニ依リ位置ノ變更ヲ要スルモ、在来  
位置附近ハ河状不整ニシテ堰ノ築造ニ不適当ト認メラ  
ル、ヲ以テ河状整然タル零里二十二丁附近ニ移転スル  
コト、シ、取入樋門ヲ零里二十二丁上一八米ニ設置セ

五 昭和前期の出石

ントスルモノナリ

本樋門ノ構造ハ内法高一・四米、幅一・六米二連ノ函形暗渠ニシテ、基礎ハ地杭打、本体及翼壁ハ鉄筋混凝土造リトシ鉄製巻揚扉各一牧ヲ備フルモノトス

旧水路ニ至ル取付新設水路ハ敷幅四米兩法一割五分勾配トシ、田面側ニハ田面上〇・四乃至〇・五米ノ畦畔ヲ築造シ、延長ハ出石川断面見通線零里十七丁ヨリ樋門出口ニ至ル五八三米トス

水路ト県道ノ交叉点ニハ幅員四・五米、延長一三・五米ノ木橋ヲ架ス

工事着手昭和十年三月十六日

工事竣功昭和十一年三月三十一日

二七 新田用水堰

『治水事務組合之業績』

兵庫県出石郡小坂村伊豆地先

一、用水堰

構造

低水敷床固 地杭打及木矢板、基礎鉄筋混凝土

及沈床

高水敷床固 並杭打石張工及単床

分解堰 木製(往間三・〇米九連、余水吐二・

五米一連)

擁壁 地杭打鉄筋混凝土

此工費金三万五千四百円

内訳

金貳万三千六百円 国庫補助金

金壹万壹千八百円 組合負担金

計画説明

本工程ハ円山川改修ニヨリ支川出石川右岸新堤零里二十二丁附近ニ目下施工中ノ出石郡神美村・小坂村、城崎郡中筋・新田・三江ノ五ヶ村地内四百十三町余歩ノ耕地灌漑用附帯工事新田樋門ニ関連シテ築造スルモノニシテ、従来同耕地ノ用水ハ出石川断面零里十七丁半附近ニ於テ同川ヲ締切り(平均低水位上一・五米、用水

路ニヨリ零里十六丁附近所在ノ用水樋門ニ導キ取水シ来リタルモ右岸新堤ノ為メ之レガ水路ヲ遮断セラレ、從ツテ取水樋門モ前述ノ如ク移転セシメタリ、而シテ之レニ伴フ締切堰ハ在来箇所ニアリテハ河状不整ニシテ之レカ築造ニ不適当ト認メラレルヲ以テ、新樋門下流ノ河状ノ整然タル零里二十二丁下二〇米ニ移転築造セントスルモノニシテ、締切堰板ノ頂点ハ堤内田面高及用水路水面勾配ヲ参酌シテ基線上四米(平均低水位上一・四米)ニセントス

本用水堰ノ構造ハ、低水敷床固及左右岸擁壁ノ基礎ハ周囲木矢板地杭打トナシ鉄筋混凝土造トナス、低水路幅三〇米ノ締切区間ハ計画低水敷高(基線上二・七米)ヨリ〇・八米ヲ嵩上シ基線上二・五米トシ、以テ取水樋門敷高ト略同高トナラシメ、各径間三米毎ニ支柱九本ヲ設置シ支柱上ニ支架セル横桁ニ堰板ヲ並立シ堰留ヲ行フモノニシテ、一朝出水ニ際シテハ支架材ノ一端ヲ取外シ只支柱ヲ残ス、他ノ全部ハ之レヲ一径間毎ニ「ワ

イヤロープ」ニ依ツテ連繫シ浮流セシメ直後取片付ヲ行ヒ、以テ高水ノ疏流ニ障碍ヲ来サマル様装置セルモノナリ、水叩ハ植石混凝土造水襜ヲ設クル外、上下流共粗朶沈床ヲ沈置シ以テ川床ノ洗堀ヲ防止ス、尚高水敷床固ハ石積堰堤ヲナスト共ニ之レガ水叩ニハ粗朶单床ヲ施工ス、又低水路法面・右岸高水敷・左右岸表小段トモ相当区間ヲ考慮シ石張ヲ行ヒ河流ノ洗堀ニ備フ

工事着手昭和十一年二月一日

工事竣功昭和十一年十月三十一日

二ハ 見性寺用水路

『治水事務組合之業績』

兵庫県出石郡出石町河原・柳・小人地先

一、用水路延長五九〇米

水路 敷幅二・〇米 両法三分 延長五九〇米

伏越樋管 径一・〇米 延長一九・二米

此工費金壹万貳千九百円



五 昭前和期の出石

内訳

金八千六百円

国庫補助金

金四千三百円

組合負担金

計画説明

従来見性寺用水ハ円山川支川出石川旧断面一里三十二町見通線ニ於テ出石川全川ヲ締切り、水位ヲ上昇セシメテ右岸制水樋ニテ堤外水路ニ導水シ、一里三十丁半見通線ニ至ツテ堤内ニ出テ出石郡出石町・小坂村・神美村ノ耕地約二百七町歩ノ灌漑ニ供シ来レルモノナリ然ルニ出石川改修ニ伴ヒ該区間ハ新川ヲ開鑿ノ結果、低水敷ノ低下ニ依リ浸透水其他ノ関係上在来締切附近ニテハ既定水量ヲ得難キヲ以テ、同川旧断面二里三丁ヨリ旧制水樋ニ至ル区間新ニ水路ヲ築造シ、旧川締切出石樋門ヨリ放流スル水量ヲ分流セシメテ在来通り灌漑ニ充テントスルモノナリ

本水路ノ構造ハ底幅二・〇米、両法三分トシ、底部ハ厚〇・二米ノ混凝土ヲ敷均シ両側ニ直高一・二五米迄

三〇〇〇〇石積ヲ施スモノニシテ、旧川側ハ石積法肩

□□天端幅一・八米二割法ニ盛土シ根囲トシテ杭柵工

ヲ施工ス、又出石川□支谷山川トノ交叉点ハ内径一米

ノ伏越樋管トス

工事着手昭和十一年二月六日

工事竣功昭和十一年八月八日

因ニ

本見性寺水路工事ハ前記ノ工事ニテハ取水上尚不十分ナルヲ以テ、更ニ兵庫県知事ノ許可ヲ得テ次ノ工事ヲ

施行シタリ

兵庫県出石郡出石町柳・小人地先

円山川支川出石川旧川断面自二里三町至二里四丁上

五〇米

一、用水路延長一五七・四米、敷幅二・〇米、両法三

分

此工費金三千三百円

地元負担金

工法ハ総テ前記附帯工事ト同一ニシテ、出石樋門出口

1 農業恐慌と農村の經濟更生

ヨリ附帯工事ヲ以テ施行シタル水路ニ取付タルモノナ  
リ

本水路新築許可年月日

昭和十一年七月四日兵庫縣知事許可

工事着手昭和十一年七月七日

工事竣功昭和十一年八月五日

二九 長砂悪水樋門

『治水事務組合之業績』

兵庫縣出石郡小坂村長砂地先

一、樋門 延長一三・〇米 内法高一・五米  
幅一・八米

構造

基礎

地杭打

本体

鉄筋混凝土

扉

鉄製巻揚扉

川裏水路延長一五米 敷幅二・〇米

此工費金六千三百円

内訳

金四千貳百円 国庫補助金  
金貳千百円 組合負担金

計画説明

本工程ハ円山川改修工事ニ伴ヒ、同川支川出石川左岸  
出石郡小坂村長砂ノ一部及室埴村細見・桜尾地内ノ排  
水路カ出石川左岸断面一里十九丁附近ニ於テ、新堤ニ  
ヨリ閉鎖サル、ヲ以テ新タニ同地点ニ樋門ヲ設置セン  
トスルモノナリ、従来用水期ニハ出石川断面一里十八  
丁上二〇米ニ全川ヲ締切ル鳥居用水堰アリテ、前記地  
内ノ悪水排除ノ吐口ヲ同堰ヨリ上流ニ設置スルトキハ  
用水期間中ノ排水ニ支障ヲ生スルヲ以テ、之ヲ同堰ヨ  
リ下流ニ放流スル目的ヲ以テ一里十九丁附近菅谷川合  
流点ハ伏越樋管ニ依リ流下セシメテ之ヲ下流水路ニ導  
キ、約一三〇米ニ至リテ同堰ノ下流ニ其吐口ヲ設置シ、  
用水期ニ於テモ悪水排除ニ支障ナキヲ期セリ  
然ルニ出石川左岸新堤ハ同悪水路ヲ一里十九丁附近ニ  
於テ閉鎖スルヲ以テ、同地点ニ内法高一・五米、幅一

五 昭和前期の出兵

・八米ノ函渠一連ヲ設ケントス、其ノ構造ハ基礎地杭打、本体ハ鉄筋混凝土造トシ逆水ニ備フル為メ鉄製巻揚扉ヲ設ク、又川表・川裏ノ取付水路ニハ石張ヲ施ス

工事着手昭和十一年十一月一日

工事竣功昭和十二年三月十五日

一三〇 鳥居橋

『治水事務組合之業績』

内務省円山川改修事務所施行

兵庫県出石郡小坂村鳥居所属出石川架設

府県道村岡出石線

一、橋梁 長一〇二・六米 有効幅員五・五米

上部構 鉄筋混凝土 九連

橋脚 同 八基

橋台 同 二基

此工費金三万八千六百一十円

内訳

金七千七百六十二円

国庫補助金

金二万四百五十九円

兵庫県負担

工事着手昭和九年十二月一日

工事竣功昭和十年十月十五日

一三一 寺内橋

『治水事務組合之業績』

内務省円山川改修事務所施行

兵庫県出石郡

出石町松ヶ枝室壇村鍛冶屋

地内出石川架設

府県道出石和田山線

一、橋梁 長八八・〇米 有効幅員三・六米

上部構 木造 一全間

橋脚 床柱 十基

橋台 石積 二基

芥除 木製 六但

此工費金壹万貳千四百二十八円七十五銭

全部国庫負担

工事着手昭和十二年五月一日

工事竣功昭和十二年十月十八日

二三 島 橋

『治水事務組合之業績』

内務省円山川改修事務所施行

兵庫県出石郡小坂村島所属出石川架設

一、橋梁 長九六・〇米 有効幅員四・五米

上部構 鉄筋混凝土 十桁八連

橋脚 同 七基

橋台 同 二基

此工費金二万五千八百十八円

内訳

金八千九百円

国庫補助金

金一万二千八百八十八円九十銭

県費補助金

金四千八百三十八円十銭

小坂村負担

工事着手昭和十一年十一月十六日

工事竣功昭和十二年六月五日

本橋梁ハ町村道島森井線ニシテ出石川ニ架設セルモ

ノナリ、従来島及福居ノ二橋アリシモノ前者ハ昭和

九年九月水災ノ為墜落シタルヲ以テ之レノ復旧ヲ要

シ、後者即チ福居橋ハ円山川改修附帯工事トシテ架

換ヲ要セシヲ以テ之ヲ合一シテ一橋トシ、一部ハ附

帯工事トシテ国庫補助ヲ、一部ハ災害復旧ノ県費補

助ヲ受ケ、一部小坂村之ヲ負担シ以テ当初ノ計画タ

リシ木造ヲ鉄筋混凝土造ニ改メ架設シタルモノナリ

以上ノ外円山川改修工事施行ト同時ニ架換タル橋梁ニ、

府県道線ニ架スル出石町所属堀川橋、小坂村所属伊豆

橋及町村道線ニ架スル小坂村所属長砂橋アルモ、此ノ

三橋ハ共ニ昭和九年九月ノ水災ニヨリ墜落セシヲ以テ

災害復旧工事トシテ施行セラレタリ

(4) 共有山林の分割と整理

イ 出石町外二箇村山林組合

二三 公有林野分割処分件

『出石町ノ内内町外二十七ヶ町村共有山林関係  
町村組合関係書類』

議案第二二号

五 昭和前期の出石

全	全	室 壇村	町村	変 更 ノ 分
全	全	中村	大字	
全	全	長坂	字	
日	日	真谷	小字	
向	向	二〇九 山林	地番 目	
全	全	一五、 四七、 二二	反 別	備考
八、 九七、 〇三	六、 七九、 二五	室壇村		
全	全			

別紙

右原案可決

出石郡室壇村長 加藤武蔵

昭和三年五月二十六日提出

面積ニ割当ノ件ハ室壇村長ニ一任ス

但シ、右裁定面積ハ実測面積ナルヲ以テ、之ヲ台帳

此決定ヲ承諾スルモノトス

十一日同組合會議ニ於テ議決セルヲ以テ、室壇村会ハ

ノ通変更シ、其他ハ裁定案ノ通分割スルコトニ本月二

石町外二ヶ村山林管理事務組合ニ属スル山林ノ内別紙

大正十三年三月十二日本県知事及郡長ニ於テ裁定ノ出

公有林野分割処分ノ件

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	奥山	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	上村
南尾	全	全	椿谷	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	エノミ	
谷大カメ	ユブネ	日山	ラク岩	サンナイ	全	ガヒ乙	オクロ	梅ノ木	岩倉	高ヘラ	谷乙	カクシ	スガモジ	谷甲	カクシ	矢ブシ
山林	九ノ内	全	山林	四二〇	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	山林	四
七、 四六一	七、 二九〇	六、 五三〇	七、 〇二〇	六、 三五七	四、 五四二	一、 三九五	五、 九八一	四、 三九五	八、 六七二	六、 一五一	七、 〇二七	七、 二四二	二、 七九二	三、 〇八〇	六、 九〇五	全
小坂村	全	全	室壇村	出石町	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全

1 農業恐慌と農村の経済更生

												元 裁 定 ノ 分							
												町 村	大 字	字	小 字	地 目	反	別	備 考
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	室 壇 村						
奥 山	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	上 村	中 村						
椿 谷	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	エ ノ ミ	長 坂						
ラ ッ 岩	サ ン ナ イ	全	オ ク ロ	谷	梅 ノ 木	岩 倉	高 ヘ ラ	谷	カ ク シ	ス ガ モ ジ	谷	カ ク シ	細 谷	矢 ブ シ	日 向 谷	日 向 谷	真 谷		
山 林	四 一 〇	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	山 林	四 四	全	全	二 〇 九	山 林	一 五 町
七、〇二〇	六、三五七	四、五四二	一、三九二	五、九八一	四、三九二	八、六七一	六、一五一	七、〇二七	七、二四二	二、七九二	三、〇八〇	六、九〇〇	八、九七〇	六、七九二	六、七九二	四、七二二	出 石 町		
出 石 町	室 壇 村	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全		

全	全	全	全	全
全	全	全	全	全
南 尾	ユ ブ ネ	日 山	全	全
谷 大 カ メ	九 ノ 内	山 林	全	全
七、四六一	七、二九〇	六、五三〇	七、四六一	七、二九〇
室 壇 村	室 壇 村	室 壇 村	室 壇 村	室 壇 村

付記 備考欄ノ町村名ハ分割ヲ受クル町村ヲ記入ス

三四 公有林野分割管理に関する件

『出石町ノ内内町外二十七ヶ町村共有山林関係  
町村組合関係書類』

山組第一六号

昭和三年十月四日

出石町外二ヶ村山林管理事務組合

管理者 森本 駿園

室壇村長加藤武蔵 殿

公有林野分割管理ニ関スル件

出石町外二箇村組合管理ニ属スル林野分割整理ニ関シ  
テハ、本年五月十九日兵庫県指令農第三五七七号三及  
同年同月二十六日兵庫県指令農第四〇七九号一ヲ以テ

五 昭和前期の出石

兵庫県知事承認ヲ得候ニ就テハ、別紙ノ分割明細書ノ通り其ノ町村ニ於テ適當ナル方法ヲ以テ管理相成様致度此段及通知候也

追テ町村界標植立ニ関シテハ、日時決定ノ上御通知可申上候条、適當ナル人員御差出有之度申添候

\*別紙分割明細書の内、三ヶ町村分の内訳を抄出すると左記のとおりとなる。

町村名	実測反別
出石町	五二六、七二〇四
室埴村	六五一、七五一六
小坂村	一〇九、六八一三

三五 組合解散の件

『出石町ノ内内町外二十七ヶ町村共有山林関係町村組合関係書類』

号外

昭和四年十二月二十八日

出石町外二箇村山林組合管理者團

室埴<sup>(マ)</sup>町村長 殿

組合解散ノ件

曩ニ申請致置候当組合解散ノ件、本月二十七日兵庫県指令地第一三四一七号三ヲ以テ許可相成候条、此段及通知候也

一三六 出石町部落有財産の整理統一 『出石町会会議録』

議案第二三号

別紙明細書記載ノ公有林野十三筆八百二十四町〇七畝<sup>(一)</sup>二十二歩及離権地十四筆宅地二四五坪・畑三畝二歩・山林六畝七歩・原野一畝九歩(台帳面積)ハ、出石町部落有財産整理統一協定書ノ通り出石町有ニ統一ス

昭和五年十二月十七日提出

出石町長 森本 駿

右原案可決

(別紙)  
出石町有林野明細書

大字	字	地番	台帳面積	実測面積
谷山	蔵王	二二八	一三五〇〇二〇	八五六五〇〇
〃	〃	二二九	二三九四四二五	一三九六五一九
寺町	一ノ谷	二三八	四一〇三〇九	一三九二二〇
〃	伯父ガ タワ	二三九	四五三〇〇〇	一八八七〇〇
〃	上カゴ谷	二四〇	一三一四四〇一	五四二六二〇
〃	〃	二四一	四二二〇三八	二三九〇〇六
〃	上休場	二四三	二二〇二六	一一六一一
〃	上川端谷	二四二	三四〇二〇	一一〇一五
室埴村	上	四四ノ三	一三三四二七	三二八七二三
〃	〃	四五ノ五	二一三一六	一五八七〇二
奥山	南尾	九ノ三	五四〇〇二〇	四一七六二七
全上	全上	一一	一四五二二〇	一〇八一二九
全上	椿谷	四二〇ノ二	一五一九八一〇	一〇八二四二二
計			八三四〇七二二	五二六七二〇四

以上ノ土地処分理由

以上ノ山林八百三十四町〇七畝二十二歩ハ、以前出石町外二ヶ村内二十九ヶ部落ノ共有公有林ナリシガ、大

正十三年三月知事ノ許可ヲ経テ關係三ヶ町村ニ分割シ出石町ニ配当ヲ受ケタル分ニシテ、出石町有名義トナレルハ分割ノ上名義変更ニ際シ登記所ノ關係上町有名義ニ登録サレタルモノナリ、然レモ実質ニ於テハ出石町内二十一ヶ部落(谷山・下谷・材木・伊木・魚屋・入佐・東条・内町・八木・本町・宵田・鉄砲・田結庄・小人・柳・川原・松枝・馬場・弘原・寺町・出石町分)ノ共有ニ属スル山林ナルガ故ニ、曩ニ公有林野整理統一ノ承認ヲ受ケ、而シテ今回本文ノ如ク林野処分ノ申請ニ及ビタル次第ナリ

\* 別紙出石町有林野明細書の内、計欄(台帳面積)の数字八三四丁(町)〇七畝二二歩は、蔵王以下二筆の数字に錯誤がなければ八三八丁(町)〇七畝二二歩の誤りであると思われる。したがって本文中に記載されている公有林野合計反別数字も同様に錯誤と考えられる。



五 昭和前期の出石

出石町各部落林野明細書

町	大字	字	地番	地目	反別	所有者	摘要
計	出石	谷山	蛇子ヶ谷	二七三宅地	一二坪	谷山	
〃	〃	〃	一ノ谷	七一八〃	三四	〃	
〃	〃	〃	〃	二〇〃	一〇四	〃	
〃	〃	〃	〃	七二七	二一四歩	〃	
〃	〃	〃	〃	一ノ一山林	三〇七	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	七坪	〃	
〃	〃	〃	〃	一宅地	一二	材木	
〃	〃	〃	〃	〃	七坪	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	二四	材木外	
〃	〃	〃	〃	〃	二〇	東条	
〃	〃	〃	〃	〃	一〇九歩	寺町分	
〃	〃	〃	〃	〃	二八坪	共有	
〃	〃	〃	〃	〃	二八坪	本町	
〃	〃	〃	〃	〃	一八	出石町分	
〃	〃	〃	〃	〃	三〇〇	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	八〇二一八	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	四坪	小人町	
〃	〃	〃	〃	〃	二百四十五坪	宅地	
〃	〃	〃	〃	〃	三〇〇二歩	畑	
〃	〃	〃	〃	〃	八丁八畝二十五歩	山林	
〃	〃	〃	〃	〃	一畝〇九歩	原野	

出石郡出石町部落有財産整理統一協定書

本町内二十一ヶ部落共有財産並ニ各部落有財産ヲ本町有ニ無償統一スルニ当リ、其条件ヲ左ノ通り定メ永遠ニ之レヲ遵守スルモノトス

第一条 別紙甲号表(直營地)記載ノ土地ハ、本町ノ収益ヲ目的トスル基本財産造成ノ為メ、森林法並ニ附属法規ニ基キ直接出石町ニ於テ經營スル直營地トス

前項直營地区内ニ於テ既ニ貸付契約ヲナシ造林セル土地ハ、其ノ一伐期間ニ限り契約者ニ貸付スルコトヲ得

第二条 直營地ノ撰定ハ、可成大団地トシ、同一地番内ニ直營地ノ境界線ヲ設ケル場合ハ、天然界ヲ利用シ必ず峰ヨリ谷ニ堅帯状ニ区分スルモノトス

第三条 別紙乙号表(縁故使用地)記載ノ土地ハ、部落住民旧来ノ慣行ヲ認メ、農業用地(農業用地ト

ハ、小柴株肥草採取并ニ放牧用地）トシテ縁故部落住民ニ使用セシム

第四条

縁故使用地ハ、其ノ土地管理ニ要スル地租・公課及取扱費ノ総額ニ相当セル金額ヲ標準トスル使用料ヲ徴シ、現状ノ儘是ヲ使用セシム縁故使用地ノ使用者ハ、規約ヲ設ケ町会ノ議決ヲ經テ町長ニ於テ定メタル施業方法ニ基キ之ヲ經營シ、林野ヲ荒廢セシメサル様保護使用スル義務アルモノトス

第五条

別紙丙号表記載ノ林野（第一条甲号表ノ直營地内ニ於テ特定シタル土地）ハ、本町住民ノ燃料採取地ニ充當スルコトヲ得

前項ノ地区内ニ於テ燃料ヲ採取セムトスルモノハ、町長ノ許可ヲ得テ毎年度使用料ヲ納入スルコトヲ要ス

第六条

別紙丁号表（離権地）ノ土地ハ、付記理由ニ依リ其關係者ニ無償ニテ交付ス

第七条

林野以外ノ免租地（別紙免租地ノ貸付表ニ記載ノ墓地・溜池等）ハ、縁故者并ニ關係者ニ対シ其ノ維持管理及修繕等ニ要スル費用ヲ負担セシメテ無料使用セシム

第八条

本協定書中使用料并ニ貸付料ニ就テハ、条例ヲ以テ之ヲ定ム

第九条

統一当時部落ニ動産ヲ有スル者ハ、統一ノ報償トシテ其ノ縁故住民ニ無償交付ス

第十条

前条交付金及其ノ他ノ諸収入金ハ、縁故住民ニ於テ規約ヲ設ケ之ヲ蓄積管理シ公益及非常災害救済其他有益ナル事業ニ使用スルモノトス

第十二条

縁故住民ノ使用権ハ、之ヲ売買・讓渡若クハ質権・抵當権ノ目的トナスコトヲ得ス

第十三条

本協定ニ依ル縁故住民トハ、統一当時其部落ニ一戸ヲ構ヘテ林野ヲ使用スルノ権利ヲ有スル者又ハ其家督相続人ヲ謂フ

統一後新タニ一戸ヲ構ヘ本町ノ負担ヲ分任ス

ルニ至リタル者并ニ廃絶家ヲ再興シタル者ア

ル時ハ、其ノ都度町会ノ決議ヲ経テ縁故住民

ト見做スコトヲ得 但シ、本町ニ一戸ヲ構ヘ

サルニ至リタルトキハ、縁故住民タルノ資格

ヲ失フモノトス

第十三条 本協定ニ依リ部落有財産ニ関シ總テノ旧慣ハ、

更改セラレタルモノト見做ス

第十四条 本協定中縁故使用地ニ属スル事項ヲ変更セン

トスル場合ハ、其ノ縁故住民ノ四分ノ三以上

ノ同意ヲ経ヘキモノトス

以上

\*甲・乙・丙・丁号表は省略する。

三七 出石郡室埴村部落有林野整理統一協定書

『部落有財産整理統一書類』

出石郡室埴村部落有林野整理統一協定書

本村各部落有林野ハ總テ室埴村有ニ無償統一スルニ付、

左ノ通り条件ヲ定メ之ヲ永遠ニ遵守スヘキモノトス

第一条 統一スヘキ財産ノ種類及数量ハ、第一号表ノ

通りトス

第二条 本村有ニ統一セル林野ハ、営林地・縁故使用

地・社寺移讓地及不要存置地ニ区分シ第二号表

(林野整理区分書)ノ通り整理スルモノトス

第三条 営林地ハ、本村ノ基本財産トシ村ニ於テ施業

案ヲ編成シ之ヲ経営スルモノトス

但シ、事情已ムヲ得スト認ムルモノニ限り縁故住

民ニ貸付クルコトアルヘシ、此ノ場合使用料ハ、

縁故使用地使用料ノ五倍乃至二十倍トス

第四条 縁故使用地中ノ林野ハ、薪炭材又ハ用材ノ造

成・柴草採取・放牧・其ノ他副産物ノ採取等ニ充

ツル為メ、其ノ土地ノ地租・公課及取扱費ノ総額

ニ相当スル金額ヲ標準トスル使用料ヲ徴シ、之ヲ

縁故住民ニ使用セシムルモノトス

但シ、此ノ場合縁故住民ハ、規約ヲ設ケ村会ノ議決ヲ經テ村長ノ定メタル施業方法ニ基キ之ヲ經營シ、林野ヲ荒廢セシメサル様保護使用スルノ義務アルモノトス

第五条 社寺移讓地ハ、從來社寺ノ利益ノ為ニ存スルモノニシテ、名義上部落有トナリ居ルモノナルヲ以テ此ノ際關係社寺ニ無償讓渡スルモノトス

第六条 不用存置地ハ、多年占用ノ態様ニ在リテ返地セシムル見込ナク且ツ管理經營ナルニ依リ關係者ニ離權スルモノトス

第七条 溜池・墓地ハ、縁故住民ニ無料使用セシム

第八条 営林地内ニ従前部落ノ植樹シタル造林地又ハ部落ノ保護ニ依リ成林シタル天然林アルトキハ、一伐期ヲ限り之ヲ歩合林ト為シ、伐期ニ於ケル売却実収入ヲ左ノ標準ニ依リ歩合金ヲ其ノ縁故者ニ交付ス

間伐収入ニ就テモ主伐収入ニ準シ歩合金ヲ交付ス、

伐期ハ杉・扁柏林・松林ハ樹令四十年以上、雑木林ハ樹令十五年以上トス、但シ、伐期ニ達セサルモノト雖モ村ニ於テ施業上必要アルトキハ之ヲ伐採スルコトアルヘシ、此ノ場合ニ於テモ前項ニ準シ歩合金ヲ交付ス

	杉・扁柏・松林		雑木林	
	人工林	天然林	人工林	天然林
五年以内ニ伐採セルモノ	十分ノ九	十分ノ九	三年以内ニ伐採セルモノ	十分ノ九
十年以内	十分ノ八	十分ノ七	六年以内	十分ノ七
十五年以内	十分ノ七	十分ノ五	九年以内	十分ノ五
二十年以内	十分ノ六	十分ノ四	〃	十分ノ四
二十五年以内	十分ノ五	十分ノ三	〃	十分ノ三
三十年以内	十分ノ三	十分ノ二	〃	十分ノ二

但シ、桐野県有林ニ就テハ、村収入ノ十分ノ二ヲ縁故住民ニ交付スルモノトス、備考本表ノ年数ハ、統一確定の日ヨリ起算スルモノトス

第九条 従来部落ニ於テ公共団体若クハ個人ト契約ヲナシ地上権ヲ設定セルモノハ、其ノ契約ヲ村ニ継承ス

五 昭和前期の出石

第十條 營林地ニ對シテハ、縁故者ニ於テ保護組合若

クハ保護規約ヲ設ケ火災・盜伐・病虫害ノ予防並

ニ境界保存・其ノ他ニ付保護ノ義務アルモノトス

第十一條 村營林地内天然造林ノ立木売却ノ場合ハ、縁

故住民ニ特売スルコトヲ得

第十二條 村營林地ノ区分ハ、台帳面積ヲ以テ基準トシ、

全一地番内ニ境界ヲ設クル場合ハ、台帳面積ニ探<sup>(ママ)</sup>

分シ主トシテ天然界ヲ利用スルモノトス

第十三條 村有林野ニ接スル耕地ノ陰伐ハ、従来ノ慣行

アル場合ニ依リ斜距離七間以内トス

第十四條 統一財産ノ管理並使用方法ニ就テハ、別ニ町

村制ニ基キ条例ヲ制定シテ之ヲ定ム

第十五條 縁故使用地ノ使用权ハ、之ヲ売買・讓渡若ク

ハ質權・抵當權等ノ目的ニ供スルコトヲ得ス

第十六條 部落有林野ニ関スル旧慣ハ、本案ノ議決ニ依

リ總テ廃止セラレタルモノトス

第十七條 本協定ニ依ル縁故住民トハ、左ノ各号ノ一ニ

該当スルモノヲ謂ヒ、本村内ニ居住セサルニ至リ

タルトキハ、縁故住民タルノ資格ヲ喪失スルモノ

トス

一、統一当時部落ニ居住シ旧来ノ慣行ニ依リ林野或

ハ其他ノ土地ヲ使用スル權利ヲ有スルモノトス

家督相続人ハ之ヲ繼承ス

二、前項ノ縁故者ヨリ分家シタルモノ又ハ以前縁故

者ノ廢絶家ヲ再興シタルモノ

三、従来ノ縁故者ニシテ現在本村ニ住居ヲ有セサル

モ、將來帰住シテ三ヶ年以上ヲ経過シ縁故住民ノ

同意ヲ得タルモノ

四、其ノ他縁故住民ノ同意ヲ得、本村会ニ於テ認定

シタルモノ

第十六條 本件成立ノ当時縁故使用地ニ對シ其ノ使用权

ヲ有スルモノハ、別段ノ手續ヲ要セス本件ニ関ス

ル使用权ヲ有スルモノトス

第十九條 縁故使用地ノ保安林又ハ開墾制限地等ニ関ス

ル森林法・同附属法規ニ係ル手續ハ、縁故使用者ノ申出ニ依リ村長ニ於テ之ヲ取扱フモノトス

第二條 本協定ヲ変更セントスル時ハ、縁故住民ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ要スルモノトス

第三條 前各条以外ノ事項ニ就テハ、本県公有林野整理方針ニ依リ処理スルモノトス

第一号表 別紙公有林野明細書

承諾書写

右協定ス

昭和八年十二月四日

室埴村公有林野整理委員

細見 千野六兵衛  
 荒木 加藤武蔵  
 福見 国谷靈祐  
 暮坂 竹村常太郎  
 鍛冶屋 下川宗吉

福住	細見鹿次
中村	古田又蔵
坪口	中島甚之助
榎見	湯口孝一
和屋	成田精太郎
奥山	川見鉄造
百合	川尾勝之助
上野	木附太平
日野辺	国村信敏
桐野	井谷弥太郎
寺坂	中嶋重義
村長	福富太郎左衛門
助役	斎藤正規
立会人	兵庫県農林技師 岩本慶之丞
全	農林技手 伊神兼次郎

\*第一・二号表は省略する。

五 昭和前期の出石

口 袴狭外五ヶ部落共有入会山

三六 袴狭外五ヶ部落共有入会山分割協定書

嶋区有文書

袴狭外五ヶ部落共有入会山分割協定書

第一条 出石郡神美村大字袴狭・田多地・安良、全郡

小坂村大字島・福居・伊豆ノ共有林出石郡神

美村大字袴狭字カヤノ谷二百十九番四十一町

五段三畝二十歩ヲ次ノ通り分割スルモノトス、

袴狭 堰堤北ノ谷ヨリ東方 別紙図示ノ通り

田多地外四ヶ部落 堰堤北ノ谷ヨリ西方 別

紙図示ノ通り

第二条 本入会山ノ各部落入会關係ハ、本協定ト同時

ニ解消スルモノトス

第三条 袴狭専有地内ニ存スル從來土取場ヨリ田多地

外四部落ニ於テ自家用土ヲ採取スルコトヲ承

認ス

第四条 田多地外四部落専有地内 草場ヲ存スル場合

ハ、袴狭ニ於テ放牧採草スルコトヲ承認ス

草生地ヲ存セザルニ至リタル場合ハ、放牧採

草ヲ止ムルモノトス

第五条 本分割林内ニ発生ノ松茸売却ニ当リ入札ノ場

合ハ、各部落共全山林ニ対シ入札権ヲ有スル

モノトス

第六条 本分割林田多地外四部落有トナリタル土地ニ

限り、袴狭ハ松茸管理ノ責任無キモノトス

第七条 後日旧書類発見スルコトアルトモ、効力無キ

モノトス

右協定ニ対シ異議無之事ヲ証スルモノナリ

昭和拾年八月参拾日

出石郡神美村袴狭代表者

山崎泰輔(冊印)

瀬藤種吉(冊印)

田辺弥太郎(冊印)

〃 郡 〃 村田多地

加藤庫造<sup>㊦</sup>

加藤喜太郎<sup>㊦</sup>

安良代表

西村和夫<sup>㊦</sup>

全 上

金子隆一<sup>㊦</sup>

出石郡小坂村伊豆

代表者

井崎政太郎<sup>㊦</sup>

〃

田 渕 準 三<sup>㊦</sup> 册甲

〃

篠原仙太郎<sup>㊦</sup> 册甲

小坂村福居

河本伊八郎<sup>㊦</sup> 册甲

福 田 富<sup>㊦</sup> 册甲

〃 村 島

船越信次郎<sup>㊦</sup>

中 山 幸 七<sup>㊦</sup> 册甲

田 中 勝 蔵<sup>㊦</sup> 册甲

立会人

兵庫農林技師 岩本慶之丞<sup>㊦</sup>

兵庫県技手 吉本秀光<sup>㊦</sup>

神美村長 西村政夫<sup>㊦</sup>

小坂村長 岩城俊雄<sup>㊦</sup>

\*協定書第一条中別紙図示(分割地図)はこれを省略する。

三 元 カヤノ谷共有入会山林分割協定書

小坂村役場『覚書綴』

協 定 書

第一条 昭和十年八月三十日協定ニ係ル袴狭外五ヶ部

落共有入会山分割協定書第一条ニ依リ、出石

郡神美村田多地・安良、全郡小坂村島・福居

・伊豆、以上五ヶ部落取得ノ山林ハ、以下各

条ニ依リ現状ノ儘分割スルモノトス

第二条 分割ハ、実測面積ヲ基準トス、交通ノ便否・

地形・地味ノ肥瘠等ヲ考慮シ別紙図面①及②

ハ実測面積ノ八割ヲ、③ハ六割ヲ、④ハ十二



五 昭和前期の出石

割ヲ以テ分割ノ基礎面積トス

第三条

本山林分割ノ標準ハ、既往ニ於ケル経費負担額ヲ考査シ、全面積ノ百分ノ五ハ各部落平等ニ、残り百分ノ九十五ハ各部落現住戸数ニ按分シテ左表ノ通分割決定スルモノトス

部落名	分割基礎面積	台帳面積	実測面積	備考
田多	町 二七八〇五	町 二九二一三	町 二七八〇五	
安良	二一三〇二	二二二〇一	二一一〇一	
伊豆	七三三二一	八三八二九	七九六二二	
福居	四一二一五	四八〇二六	四五七〇二	
島	五七二〇三	六五七二七	六二五〇二	
計	二二〇九一六二	二四九二〇六二	二三三六八〇二	

第四条

各部落ノ取得スヘキ山林ハ、抽籤ニ依リ東方ヨリ各々其ノ取得面積ヲ順次決定スルモノトス

第五条

本入会山ニ於ケル各部落ノ入会関係ハ、本協定ト同時ニ解消スルモノトス

第六条

分割ニ依リ相接スル所有者ハ、互ニ境界保存

ノ義務アルモノトス

第七条

本山林ニ関シ従来ノ共有者間ニ於ケル契約・申合規約等権利義務ニ関スル証書ハ、爾後其ノ効力ヲ消滅スルモノトス

第八条

立木伐採ノ場合、之ガ搬出路ニ付キ隣接各所有者ハ、互ニ便宜ヲ与フル義務アルモノトス

第九条

本協定ニ関スル前記以外ノ事項ハ、昭和十年八月三十日協定袴狭外五ヶ部落共有入会山分割協定書ノ条項ヲ準用スルモノトス

右協定ヲ締結シ異議ナキコトヲ証スル為、茲ニ関係代表者記名捺印スルモノトス

昭和十年十二月十四日

出石郡神美村田多地代表者

太田敏太郎 ㊦

加藤庫造 ㊦

加藤喜太郎 ㊦

全 郡全 村安良代表者

全 郡小坂村伊豆代表者

西村和雄<sup>㊤</sup>  
 西村信太郎<sup>㊤</sup>  
 中西 明<sup>㊤</sup>  
 井崎政太郎<sup>㊤</sup>  
 中垣熊太郎<sup>㊤</sup>  
 南北栄三郎<sup>㊤</sup>  
 狩野喜一郎<sup>㊤</sup>  
 堀畑吉太郎<sup>㊤</sup>

全 郡全 村福居代表者

柴垣猪太郎<sup>㊤</sup>  
 箱山助太郎<sup>㊤</sup>  
 河本信太郎<sup>㊤</sup>

全 郡全 村島代表者

田中勝藏<sup>㊤</sup>  
 田中秀夫<sup>㊤</sup>  
 加芝順一郎<sup>㊤</sup>

立会人  
 中山幸七<sup>㊤</sup>  
 農林技手 吉本秀光<sup>㊤</sup>  
 神美村長 西村政夫<sup>㊤</sup>  
 小坂村長 岩城俊雄<sup>㊤</sup>

\*別紙図面は省略する。

一三〇 公有林野処分に関する件 『神美村会會議録』

神議第一九号

公有林野処分ニ関スル件

出石郡神美村大字袴狭字カヤノ谷二一九番

山林四十一町五反三畝二十歩

共有者 出石郡神美村大字袴狭 田多地 安良

小坂村大字 島 福 居 伊豆

右公有林野ヲ別記ノ通有姿ノ儘分割処分スルモノトス

(理由)

五 昭和前期の出石

備考 地番ハ、東方ヨリ所有者順ニ之ヲ設定シタリ

村	所在		地目	地番	台帳地積	所有者
	大字	字				
神美	袴狭	カヤノ谷	山林	三九ノ一 三九ノ二 三九ノ三 三九ノ四 三九ノ五 三九ノ六	一六二四 空五七七 八三八元 三三〇一 四八〇六 二九二三	神美村 袴狭 小坂村 島 小坂村 伊豆 神美村 安良 小坂村 福居 神美村 田多地
	〃	〃	〃	〃	四一五三〇	計

記

右原案ヲ可決ス

出石郡神美村長 西村 政夫

前記各関係部落ニ於テ公有林野整理ノ気運ニ至リ、別紙協定書ノ通分割ノ協定就リ本年一月六日附兵庫県指令十林第一〇七二号一ヲ以テ本県知事ノ承認ヲ得タルナリ、茲ニ各部落別ニ地番設定並所有地積ヲ確立シ以テ前記林野処分ヲ為サムトスルモノナリ

昭和十一年二月二十九日提出

2 戦時統制下の暮らし

\*理由書き中別紙協定書は、前出(文書一二八)につきこれを省略する。

三三 出動軍人欲送に関する件

『神美村会会議録』

神議第三三三号

出動軍人欲送ニ関スル件

出動軍人諸士ニ本村ヨリ金五円宛ノ餞別ヲ贈リ欲送セントス

(理由)

日支風雲転タ急ヲ告クルノ秋、本村ニモ動員下令アリ、宮下繁夫氏外八十六名将ニ応召セントスルノ外、午菴晴次氏外二十九名ノ在營(隊・艦)軍人ニ対シ聊カ餞別ヲ贈リ其ノ行ヲ壮ナラシメントス、而シテ之カ所要経費ハ本村尚武義会へ村費ヲ以テ補助シ尚武

義会ノ名ニヨラシム

昭和十二年七月二十九日提出

神美村長 西村政夫

一三三 銃後奉公会会則

『昭和五年参月改例規規約類綴』

銃後奉公会会則

第一条 本会ハ、神美村銃後奉公会ト称シ事務所ヲ神

美村役場ニ置ク

第二条 本会ハ、国民皆兵ノ本義ト隣保相扶ノ精神ト

ニ基キ萃郷一致兵役義務履行ノ準備ヲ整フルト共

ニ軍事援護ノ実施ニ当リ、益々義勇奉公ノ精神ヲ

振作スルヲ以テ目的トス

第三条 本会ハ、神美村ニ居住スル世帯主ニシテ村税

戸数割負担者ヲ以テ組織ス

第四条 本会ハ、第二条ノ目的ヲ達スル為、関係団体

ト緊密ナル連絡ヲ保チ左ノ事業ヲ行フ

一、兵役義務心ノ昂揚

二、隣保相扶ノ義務心ノ振作

三、兵役義務履行ノ準備

四、現役兵又ハ応召軍人若ハ傷痍軍人並ニ其ノ遺

族家族ノ援護

五、勞力奉仕・其ノ他家業ノ援助

六、弔慰

七、慰問・慰藉

八、犒軍

九、招魂祭

一〇、身上及家事相談

二、軍事援護思想ノ普及・徹底

三、其他本会ノ目的達成ニ必要ナル事業

前項事業ノ細目ニ付テハ、評議員会ノ議決ヲ經テ之

ヲ定ム

第五条 本会ノ事業ニ必要ナル経費ハ、会員之ヲ負担

スルモノトス

前項ノ負担ノ程度及方法ハ、評議員会ノ決議ヲ以テ

五 昭和前期の出石

之ヲ定ム

第六条 本会ハ、特別ノ事情アル會員ニ對シテハ評議

員会ノ決議ニ依リ其ノ負担ヲ減免スルコトヲ得

第七条 本会ハ、會員ニ對シ兵役ニ服セザルノ故ヲ以

テ特別ノ負担ヲ為サシメサルモノトス

第八条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長 一名

副会長 一名

評議員 十六名

幹事 二名

第九条 会長ハ、村長ヲ以テ之ニ充ツ

副会長ハ、会長之ヲ委嘱ス

評議員ハ、部落里長ニ会長之ヲ委嘱ス

幹事一名ハ収入役、一名ハ兵事主任書記ニ嘱托ス

第十条 会長ハ、本会ヲ代表シ会務ヲ統轄シ會議ノ議

長トナル

副会長ハ、会長ヲ輔佐シ会長事故アルトキハ其ノ

職務ヲ代理ス

評議員ハ、本会ノ重要事項ヲ評議ス

第十二条 本会ノ役員ハ名譽職トシ、公職ニアリ又ハ代

表者タルノ故ヲ以テ役員タル者ヲ除キ任期ハ二ヶ

年トス、但シ、再任ヲ妨ケス

補欠ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ、前任者ノ残

任期間トス

第十三条 役員ハ、任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル

迄其ノ職務ヲ行フモノトス

第十四条 評議員会ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、会則ノ改廃ヲ為スコト

二、収支予算ヲ定ムルコト

三、事業報告及収支決算ヲ認定スルコト

四、基本財産ノ管理・造成及処分ニ関スルコト

五、其ノ他会長ニ於テ付議シタル事項

第十四条 評議員会ハ、評議員ノ半数以上出席スルニ非

サレバ開会スルコト得ス

評議員会ノ議事ハ、出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可不同数ナルトキハ、議長ノ決スル所ニ依ル

第二十条 本会ノ事務費ハ、毎年度予算額ノ十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十一条 評議員会ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ臨時急務

第二十一条 本会ノ基本金及歳計現金ハ、評議員ノ議決ニ

ヲ要シ評議員ヲ招集スル暇ナシト認ムルトキハ、

依リ郵便貯金ト為シ、又ハ確實ナル銀行・信用組

会長之ヲ専決シ、評議員会ニ於テ其ノ承認ヲ求ム

合等ニ預入レ、又ハ適當ナル方法ニ依リ之ヲ管理

ヘシ

スルモノトス

第二十三条 会長ハ、事業ノ報告ヲ為シ又ハ重要ナル事項

第二十三条 評議員中ヨリ臨時出納検査員□□□互選シ、

ニ付申合セヲナス為、總會又ハ代表者会ヲ開クコ

トトス 本会ノ財産ノ保管及財産ノ出納検査ヲ毎年スルコ

トヲ得

トトス

第二十七条 本会ノ會計年度ハ、毎年四月一日ニ始マリ三

第二十七条 本則ノ施行ニ関シ必要ナル細則ハ、評議員ノ

月三十一日ニ終ル

議決ヲ經テ之ヲ定ム

第二十八条 会長ハ、年度開始前ニ於テ収支予算及事業計

第二十八条 会則ヲ変更セントスルトキハ、評議員四分三

画書ヲ作成シ、評議員ノ認定ヲ受クルモノトス

以上ノ同意ヲ要スルモノトス

会長ハ、年度終了後速ニ収支決算及事業報告書ヲ

第二十五条 本会事業ノ執行及會計ニツイテハ、地方長官

作成シ、評議員会ノ認定ヲ受クルモノトス

ノ監督ヲ受ケルモノトス

第二十九条 本会ノ経費ハ、会費・寄付金・補助金・其ノ

付 則

他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ

本則ハ、四月一日ヨリ之ヲ施行ス

三三 神美村申合条項

『昭和五年参月改例規規約類綴』

神美村申合条項

帝国ハ今ヤ有史以來ノ国難ニ遭遇シ挙国民真ニ滅私奉公スベキノ秋、我等村民ハ生産ニ、消費ニ、国策ニ順応セン為メ左記従来ノ申合条項ヲ強化拡充シ臥薪嘗胆・忍苦・耐艱・凡<sup>レ</sup>ニ<sup>レ</sup>部面ニ臣道実践ノ実ヲ顕現セントス、若シ夫レ申合条項ニ違フガ如キ行為アランカ、国家ニ背キ自己ヲ欺クモノト謂フベク、依ツテ徹底的ニ実践センコトヲ期ス

一、敬神・崇祖・国体尊崇ノ觀念ヲ養フコト

イ、人ハ祖ニ本ヅキ、祖ハ神ニ本ヅク、神ヲ敬祭

シ祖先ヲ崇拜スルハ人タルモノ、本務ナリ

朝夕神仏ニ感謝・祈願スルコトヲ怠ルベカラ

ズ

ロ、皇室ノ尊嚴ト国体ノ尊崇ナル所以ヲ徹底セン

メ、尊皇愛國ノ精神ヲ涵養スベシ

二、時間ヲ勵行スル事

ハ、祝祭日ニハ、各戸必ズ国旗ヲ掲揚スベシ

イ、時間ヲ惜ミ之ヲ活用スルコト

ロ、諸会合・祭礼・葬式・其ノ他出役等集合時刻

ヲ明示シ、遅刻・欠席ノ場合ハ予メ通知スルコ

ト

ハ、多衆会合スル場合ニハ、徒ニ謙讓セズ直ニ相

当ノ場席ニ着キ、以テ時間ヲ節約スベキ事

三、諸税協議費及諸払金ハ、必ズ期限ニ遅レザル様ス

ベキコト

四、結婚・年賀祝宴ノ制限

イ、婚儀・年賀ハ、一家ノ大礼ナリト雖華美ヲ避

ケ質実ヲ旨トシ、必ズ分度ヲ守ルコト

結婚ハ成ルヘク料ヲ以テシ、婿入・嫁入ノ荷物

ハ遣取共箆筥一棹・長持一棹・小荷三荷(進物

ヲ除ク)ヲ最大限度トシ此ノ形式ヲ超ヘザルコ

ト

婚礼ノ費用ハ、其貫ヒ方・出シ方共自己前年度ノ収入高ノ三割以内ト制限ス

リ、結婚ノ前後、結納開キ・衣裳見ノ如キ虚礼及嫁・婿ノ菓子配リヲ全廃スルコト

ハ、披露宴ニ婿入ハ男客、嫁入ハ女客トシ、縁故者ニ限ル事

但シ、後段ハ絶対廃止スル事

二、諸種宴会食膳ノ分量・品種ハ専ラ節約ヲ旨ト

シ、新客ハ五円以内其ノ他ハ二円以内タルコト

ホ、儀式上用ユル杯ハ、其度数ヲ二回トシ、容量

ハ一合以内ニ限ルコト

ヘ、嫁・婿ノ出立チ客ハ、之ヲ全廃ス

ト、親戚以外ノ祝物ハ、金一円以内トス

チ、祝儀ニ用ユル酒ハ、客頭一人ニ付三合ヲ超エ

サルコト

リ、諸種宴会ハ、夜十一時限リトス

五、出産ニ関スル制限

イ、初着ハ長男・長女出生ノ時ニ限り料ヲ以テ遣取シ、金三十円ヲ最高限度トス

ロ、帯祝・名付・足洗・宮参リノ客ハ、関係親戚限トシ他ハ全廃スルコト

六、葬式・仏事・其他不祝儀ニ関スル制限

イ、葬儀ハ、人生最モ悲哀ノ大礼ナリ、サレバ会

葬者ハ、死者ニ対シ哀悼ノ誠ヲ表シ、家族ニ向

ツテハ充分同情ノ念ヲ持チ、礼ヲ失ハザル様充

分ニ注意スベキコト

ロ、出棺時間ノ勵行ヲ期シ、予メ揭示スルコト

ハ、七・八・九・十ノ四ヶ月間ハ、平病者ト雖モ

其居宅消毒ヲ行ヒ、葬儀ノ設備万端ハ総テ隣家

ヲ借入レ実行スルコト、但、伝染性病死者ニア

リテハ、年中之ヲ行フモノトス

ニ、七・八・九・十ノ四ヶ月間、会葬者及悔衆徒

ハ必ズ喪家ニテ飲食セザルコト

ホ、本村民ノ会葬者及悔衆徒ニ饗スル非時並ニ香



五、昭和前期の出石

典返シハ全廃スルコト(従来ノ悪例ナル葉書ヲモ全

廃ス)

へ、葬式ノ礼招(七日呼)ハ全廃スルコト

ト、仏事ハ、必ズ精進トシ質素ヲ旨トシ、年忌毎

ニ祭祀ヲ怠ラザルコト

チ、葬式・仏事・其他不祝儀ニ関スル制限ヲ明書

シタル揭示板ヲ各大字ニ於テ作り置き、葬家ノ

門先ニ立ツルコト

リ、葬式ニ用ユル酒ハ、穴場及世話方限リトシ、

一人ニ付二合以内タルコト

七、兵士入退營ニ関スル制限

イ、入退營兵ノ送迎ニ関シテハ、諸事精神的ニ取

リ行ヒ華美ニ亘ラザルコト

ロ、出立ニ際シテハ、入營者及当該大字ヨリ各酒

一升及寿留女ヲ氏神ニ献進シ直会ヲ戴クコト

ハ、入退營者ノ歓送迎ノ宴ハ、総テ之ヲ廃止ス

ニ、送迎ハ、日章旗ヲ樹立シ之ヲ行ヒ、必ズ当該

部落境ニ止ムベシ

ホ、退營者ハ、土産物ヲ必ズ廃止スルコト

八、勸進・勸化・合力ノ取締

イ、諸勸化・寄付・物貫等並ニ之ニ関スル配物ハ、

一切謝絶スルコト、但シ、村長ノ同意ヲ得タル

モノハ此ノ限リニ非ズ

ロ、本村民ハ、村長ノ同意ナク前項ニ関シ斡旋ヲ

ナスベカラズ

ハ、各大字ハ、適宜ノ個所ニ左ノ制札ヲ立ツルコ

ト

規定

一、諸勸化

一、興行ニ関スル配物

一、寄付

一、物貫

一、配札

右本村申合ニヨリ自今一切謝絶ス

年月日

神美村

九、村民娯楽ニ関スル制限

イ、芝居・角力及習シ踊・其他ノ興行物ヲ行ハザルコト、但シ、本村民ハ、本村内小野谷中組及穴見谷各関係大字里長ノ承認ヲ得タルモノハ此限りニ非ズ

ロ、芝居・習シ踊・にわか・其他ノ興行ニハ、纏頭ヲ与フベカラズ

ハ、総テノ興行物ハ勿論、やちや・松坂踊ト雖モ夜十時限リトスベキコト

十、道路及河川ニ関スル取締

イ、道路ノ雪ハ、速ニ自動車ノ通行ニ支障ナキ程度ニ排除スルコト

ロ、道路翳木ノ切り払ハ、毎年一回宛各大字青年

団ヲシテ二間竿ヲ標準トシテ之ヲ行ハシムルコト

但シ、其日時ハ、里長ノ指示スル処ニヨル

ハ、各大字所属道路ノ破損個所及路面ノ修理ハ、

其府県道・町村道タルヲ問ハズ時機ヲ失セザル様便宜行フベキ事

ニ、左側通行ヲ励行スベキコト

ホ、道路堤防ニ牛馬ノ放牧ヲナサザルコト

ヘ、車力・荷車ニ、幅・高サ・重量等ノ点ニ於テ

制限外ノ積荷ヲナサザルコト

ト、路面ヲ私用シ又ハ兒童ヲ遊戯セシムル等ノコトヨリ、交通ノ妨害ヲナサザルコト

チ、公德上及衛生上ノ見地ヨリ危険物ハ勿論、塵

芥・其他汚芥物ヲ河川・溝渠等ニ一切放棄セザルコト

リ、川苧ハ、毎年一回宛嚴重ニ実行スルコト

ルコト

十一、本村所属土地ノ流出ヲ防止スルコト

イ、本村ノ土地ハ、成ルベク他町村ニ売却スルコトヲ避ケ、部落農会又ハ信用組合等ニ於テ極力

便宜ヲ与ヘ斡旋スルコト

ロ、止ムヲ得ズシテ土地ヲ売却セントスルトキハ、

三、雜件

部落農會長ト相談ノ上之ヲ行フベク、必ズ勝手ニ売却セザルコト

イ、報皇貯金・定額貯金・天引貯金ハ、其積立継続ヲ励行シ積極的ニ目的達成ニ努ムルコト

ロ、国債・債券ハ、愛国的信念ト自己ノ生活抑制ノ見地ヨリ極力応募スルコト

ハ、米穀統制令ヲ遵守スル為メ、凡ユル出米ヲ金員ニ代フルコトヲ得、此ノ場合ニ於ケル米価ハ公定価格（現在一升ニ付、金四十六錢）トス

ニ、墓参ノ『水の身』ニ米ヲ用ヒザルコト

ホ、食料米保有ノ見地ヨリ、職人及普通雇人ハ総

テ掛切トス

ヘ、三月節句ニ雛祭ヲナシ、五月節句ニ幟又ハ人

形ヲ立ツルガ如キコトヲナサザルコト

ト、破魔弓・羽子板ヲ贈リ、又ハ尻張ト称ヘ饗宴等ノ催シハ必ズ廃止スルコト

チ、亥ノ子ハ、新嘗祭ノ日ニ行ヒ、神仏前ニ餅ヲ供スルノ外他家ヘノ贈答ハ之ヲナサザルコト

リ、牝犢牛出産ニ際シ、牛酒ヲ買フコトハ廃止シ、各大字適宜相当金額ヲ其大字基本金ニ積立ツルコト

ス、歳暮・中元ノ贈答ハ、一切ナサザルコト  
ル、病家及喪家ノ各種見舞ニ対スル返礼ハ、凡テ之ヲ廃止ス

ヲ、水火災・風害・其他天災ニヨリ一家流失シ又ハ大破<sup>(住)</sup>往居ニ堪エザルニ至ル時ハ、罹災者一戸ニ対シ村内各戸ヨリ金五錢宛（免除者ヲ含ム）ヲ醸出シ、役場ニテ取纏メ贈与スルコト

ワ、火災ノ際、本村消防組ニ対シテハ一切謝礼ヲナサザル事

カ、火災ニ際シ、本村内ノ回礼ハ中止スルコト  
ヨ、我が神美村ニ於テハ近年火災頻出シ、民心弛緩セル誹ヲ免レズ、平素専ラ火ノ要鎮ニ努ムル

コト

三、本村申合条項ニ違背或ハ妨害ヲナスモノアルトキハ、里長会ニ付議シ、或ハ村民税ヲ累進シ、或ハ懲戒ノ方法ヲ講ジ、以テ改過遷善ノ実ヲ拳ゲシムルノ方法ヲ講ズルコト

四、以上申合条項ハ、村民総力一人ノ違背者ナク実行スルモノナリ、里長ハ宜シク部内ニ於ケル励行取締ノ任ニ当リ、立会人及隣保ノ世話係ハ他ノ模範トナリ其ノ実行委員タルコト

以上ハ平素ノ生活ヲ簡易化シ勤儉・貯蓄ヲ励ミ国策ニ順応シ、一ハ以テ超非常時局下ノ国家ニ貢献シ、一ハ以テ家ヲ整へ村家ノ隆昌ニ資セムトス

昭和十五年十二月二十七日協定

昭和十六年二月一日ヨリ実行

神美村申合条項ノ追加ニ就テ

昭和十六年四月二十三日大政翼賛会神美村支部結成式

後ノ協議員会ニ於テ、左掲ノ通追加ヲナシ即日実施スルコト、ス

- 一 嫁・婿入ノ際、土産物ノ餅等一切廃止スル事
- 一 諸祝儀ニ於ケル料理ノ配分・配付ヲ廃スル事
- 一 普請見舞等普通祝物ハ、金一円以内ノ事
- 一 病氣見舞ハ可成金ヲ以テシ、返礼ハ一切廃止ノ事
- 一 出産ノ場合近隣ノモノハ長男・長女ニ限り応分ノ祝物ヲナシ、爾余ノ出産ニハ之ヲ廃スル事
- 一 逮夜参リニ対スル飲食ハ、忌明仏事ノ際一回限リトスル事
- 一 仏事ノ料理ハ膳ノ上限リトシ、外ニ一品ノ引物ヲ認ム、之ノ引物ニヨリ取扱ノ軽重ヲ取捨スル事
- 一 仏事ニ於ケル供物ノ移リ(従来ノ餅・饅頭)ハ、一切廃止ノ事
- 一 神社仏閣参詣ノ際ニ於ケル餞別・土産物ハ、一切廃止スル事
- 一 授戒相伝・経会等ニ際シ、見舞ヲ廃スル事

## 五 昭和前期の出石

一 石搗ノ際ハ、依頼シタル者ノミノ合力ニ止ムル事  
一 酒席ニ於ケル交盃ヲ廃止スル事、但シ、婚礼ノ宴ニ  
限り除外ス

◎本申合条項ニ対シ本村大政翼賛会支部ハ、隣保相倚  
リ相励マシ以テ其ノ実践スベキヲ協定ス

### 二四 戦時生活基準

『昭和五年参月改例規規約類綴』

#### 戦時生活基準

##### 第一 国民士風ノ昂揚ニ関シ

##### 一、敬神・崇祖

イ、各戸ニ神宮大麻ヲ奉戴スルコト

ロ、毎朝神棚・祖霊ニ対シ礼拝スルコト

ハ、毎月一日又ハ大詔奉戴日ニハ、神社ニ参拝スル

コト

ニ、神社ノ前ヲ通過スル時ハ、敬礼スルコト

ホ、毎月国民学校児童ヲシテ神社境内清掃ニ奉仕セ

シムルコト

ヘ、神社・寺院ノ社殿・仏堂ニテハ禁煙スルコト  
ト、墓地ハ、常ニ清浄ヲ保ツコト

##### 二、国旗

イ、国旗ハ、清浄ヲ保チ取扱ヲ丁重ニスルコト

ロ、国旗掲揚日ハ、国旗ノ掲揚・降納□□□相互ニ  
注意シ合フコト

##### 三、傷痍軍人・出征遺家族・応徴家族ヘノ感謝・感恩

イ、英霊ニ対シテハ、各戸敬弔ノ誠ヲ捧クルコト

ロ、傷痍軍人・出征遺家族・応徴家族ニ対シテハ、

隣保ニ於テ最善ノ努力ヲナスコト

##### 四、会合ノ時間励行

イ、集会ニハ開会及閉会ノ時間ヲ明示シ、之ガ励行

ニ努ムルコト

ロ、主催者ハ、定時制開催ニ努ムルコト

ハ、欠席・遅刻ハ、主催者ニ予メ通知スルコト

##### 五、健民

イ、各家庭ニ於テハ、成ルベクラヂオ体操時間迄ニ

全員起床スルコト

ロ、成ルベク毎朝ラヂオ体操ヲ励行スルコト

ハ、通勤・其他用務ニハ、成ルベク徒歩ヲ励行スル

コト

ニ、患家ヨリ他ニ飲食物ノ饗応ヲナサマルコト

六、習俗・行事・娯楽

イ、低俗・野卑ナル洋風模倣ヲ避け、化粧ハ簡單ナ

ル身嗜ノ程度トスルコト

ロ、無意味ナル行事ヲ整理スルコト

ハ、伝統アル行事ハ努メテ之ヲ励行シ、以テ土風昂

揚ト慰安ニ資スルコト

ニ、夫々ノ組織ニ於テ、適切ナル集団娯楽ヲ実施ス

ルコト

ホ、伝統アル郷土、健全娯楽ヲ復興スルコト

七、常会

イ、各級常会ヲ励行シ、会員ハ必ず出席スルコト

ロ、国民儀礼ハ、形式ニ墮セズ嚴肅ニ行フコト

ハ、主催者ハ努メテ指導的談話ヲナシ、会員又ハ建

設的意見ノ発表ニ努メ家族會議トシテノ実ヲ挙グ

ルコト

ニ、常会ハ、国策実践ニ重点ヲ置クコト

第二 防空、防火及ビ交通ニ関シ

イ、車内ニ於テ自発的ニ車内隣組員トシテ務メテ励

行スルコト

ロ、交通機関ニヨル不要・不急ノ旅行、外出、物品

ノ托送ハ、成ルベク遠慮スルコト

ハ、警報発令中ハ、家ヲ留守ニセザルコト

ニ、貴重品ノ非常持出袋ハ、風呂敷程度トシテ各家

庭ニ常備シ、家族全員非常時ノ処置ヲ心得置クコ

ト

ホ、警報発令中ハ、屋内外ヲ問ハズ男子ハ巻脚絆、

女子ハ「モンペイ」若クハ夫々之ニ準ズル服装ヲ

ナスコト

ヘ、外出及ビ就寝前ニハ必ず竈・風呂場等火氣ノ有

無ヲ見定ムルコト

ト、家庭防空ニ必要ナル資材・道具並救護用ノ藥品  
ヲ整備シ置クコト

チ、空襲時ニハ、待避所トシテ適當ナル場所ヲ準備  
シ置クコト

### 第三 勤勞ト貯蓄ニ関シ

イ、家庭ニ於テハ雇傭人ハ成ルベク之ヲ廃シ、家族

ニ於テ勤勞ヲ分担スルコト

ロ、貧富・老幼ヲ問ハズ応分ノ勤勞ニ服シ、家ニ徒

食者ナキヲ期スルコト

ハ、大詔奉戴記念日(毎月八日)ハ特ニ早起、家族全

員總勤勞ニ努メ、服裝ハ男女共ニ戰時服裝トスル

コト

ニ、翌日ノ勤勞ハ、前日ニ予定シ準備ヲナシ置クコ

ト

ホ、共同作業ニハ必ず参加スルコト

ヘ、予算生活ヲ勵行シ、成ルベク家計簿ヲ使用スル

コト

ト、各種貯蓄・國債・債券・消化資金等ハ、収入ヨ

リ天引スルコト

チ、臨時収入ハ、成ルベク長期全額貯蓄トスルコト

リ、常ニ創意工夫ヲ凝シ、貯蓄資源ノ達成ニ努ムル

コト

### 第四 衣生活ニ関シ

イ、衣類ハ、手持品ヲ更生シ新調ハ必要ノ最小限度

ニ止ムルコト

ロ、男子ハ、洋服新調ハ乙号国民服型トスルコト

ハ、女子ハ、成ルベク婦人標準服ノ着用スルコト

ニ、夏羽織・合コート・合オーバ・合ショール・ネ

クタイピン・毛皮・襟巻・夏手袋・ハイヒール靴

・革草履・男子ノ日傘等ハ、努メテ用ヒザルコト

ホ、婦人ノモンペイハ、作業衣トシテ活用スルコト

ヘ、遠足・旅行等ノ服裝ハ、質素・簡易ナルコト

### 第五 食生活ニ関シ

イ、主要食料ハ、嚴重ニ配給量ヲ以テ賄フコト

ロ、玄米食ノ励行ニ努メ、混食代用食ヲ工夫スルコト

ハ、野生食料ヲ工夫活用スルコト

ニ、外出ニハ成ルベク弁当ヲ持参シ、濫リニ外食及  
会食セザルコト

ホ、食前・食後ノ辞ヲ唱フルコト 例「戴キマス」・

「御馳走サマ」

ヘ、職人・日雇等ハ、弁当ヲ持参スルコト

ト、共同炊事ハ、努メテ参加スルコト

チ、栄養食資材ヲ計画的ニ栽培飼育スルコト

#### 第六 住生活ニ関シ

イ、新築・増築・改築及ビ家具・什器・調度品ノ新

調ハ、成ルベク取止ムルコト

ロ、止ムヲ得ズ新築・改築ヲナス場合ハ、関係法規

ノ許可ヲ受クルハ勿論ナルモ最小規模ニ止メ、国

家ノ定ムル基準規格ニヨルコト

ハ、遊休邸宅及ビ庭園ハ、成ルベク戦力増強ニ必要

ナル方面ノ利用ニ供スルコト

ニ、公共建物ハ、損傷セザルヤウ之ガ愛護ニ努ムル  
コト

#### 第七 儀礼社交ニ関シ

イ、訪問ハ食事時ヲ避ケ長時間ニ亘ラズ、訪問時刻

ハ成ルベク予メ通知シ置クコト

ロ、訪問者ニ対スル接待ハ、成ルベク湯茶ニ止ムル

コト

ハ、新任・転任・応召・旅行等ノ挨拶状ハ、必要ノ

最小限度ニ止ムルコト

ニ、年末・年始・中元・其他ノ儀礼的贈答品ノ交換

ハ、絶対ニ廃止スルコト

ホ、特別縁故者ヨリノ出産祝品ノ贈呈ハ、成ルベク

長男・長女ニ止メ、金子又ハ国債・債券ヲ以テス

ルコト

ヘ、宮詣リ・七五三・初節句・初誕生・紐落シ等ニ



於ケル晴着ハ、新調ヲナサマルコト

ト、賀寿・入学・卒業・就職等ノ内祝ハ簡素ヲ旨ト

シ、祝品ノ贈呈ハ特別縁故者ニ限ルコト、シ、祝

品ハ金子又ハ国債・債券トシ、祝返シヲ廃シテ礼

状ニ代フルコト

チ、入営・応召・応徴・帰還等ハ精神的ノ欲送迎ヲ

盛大ニシ、祝宴ハ特別縁故者ニ限り簡素ヲ旨トシ、

欲送迎ニ対スル礼状ハ廃止スルコト

リ、地鎮祭・上棟式・落成式・開業祝・其ノ他之ニ

類スル挙式ハ、公私ヲ論ゼズ厳肅ニトリ行ヒ、妄

リニ飲食セザルコト

ヌ、社交ニ関シ一切ノ食事ハ、止ムヲ得ザル場合ノ

外ハ之ヲ避クルコト

ル、共同ノ食事ハ、成ルベク米・其ノ他材料ノ持チ

寄りヲナスコト

オ、社交及儀礼ニ関スル祝品又ハ見舞品ノ返シハ、

ナサマルコト

ワ、宴会ニ於ケル盃ノ交換ヲ廃止スルコト

カ、公共団体以外ノ諸寄付、諸勸化ハ、必ず市町村

長ノ承認ヲ受クルコト

## 第八 結婚ニ関シ

### 一、見合

イ、婚約前成ルベク相互ニ健康診断書及戸籍謄本・

其ノ他家庭事情ヲ明記セルモノヲ交換スルコト

ロ、見合ハ質実・簡素ヲ旨トシ、高価ナル服装、饗

応ハナサマルコト

ハ、見合ノ場所ハ、成ルベク相互ノ家庭若クハ媒酌

人ノ家庭ニ於テナシ、劇場・料亭等ヲ避クコト

### 二、結納

イ、結納ハ金子又ハ国債・債券トシ、一家ノ収入ヲ

基礎トシテ分ニ応ズルコト

指環・袴・帯・小袖等ハ、絶対ニ廃止スルコト

ロ、儀礼品ハ末広・熨斗ニ止ムルコト

友白髪・鯉節・塩物・昆布等ハ、廃止スルコト

ハ、結納取り交シノ際ニ於ケル饗応ハ、簡素ニスル  
コト

三、支度

イ、調度・衣類ハ、最小限度ニ止ムルコト

新調ヲトリ止メタル支度金ハ、成ルベク貯金若ク

ハ国債・債券トシテ持参スルコト

ロ、調度品ノ送達行列・荷飾リ・衣裳見セ等ハ、絶

対ニ廃止スルコト

四、式服

イ、花嫁ノ振袖・色直シ・襦袢じゆばんハ、絶対ニ廃止スル

コト

ロ、花嫁・花婿ハ、成ルベク国民服・団服・制服若

クハ普通服ニ儀礼章ヲ佩用スルコト

但シ、市町村・其他各種団体等ノ備品ヲ利用スル

場合ハ、此ノ限りニアラズ

ハ、参列者ノ服装ハ、以上ニ準ジ簡素ニスルコト

五、挙式

イ、挙式ハ、家庭・神社・仏閣・教会・公会堂等公

共ノ場所ヲ選ビ、旅館・料亭等ニ於テハ行ハザル

コト

ロ、挙式ハ、成ルベク昼間ニ行フコト

ハ、式後祖先ノ霊ニ奉告スルコト

六、披露宴

イ、披露宴ノ招待ハ、出来ル限り小範圍ニ止ムルコ

ト

ロ、披露宴ハ、会食ノ程度ニ止ムルカ、茶菓ヲ以テ

之ニ代フルコト

ハ、引物(土産)ハ、絶対ニ廃止スルコト

七、結婚祝儀

イ、結婚祝品ノ贈呈ハ特別縁故者ニ限り、其ノ他ハ

賀状ニ止ムルコト

ロ、祝品ヲ贈ル場合ハ、成ルベク国債・債券・現金

ヲ以テスルコト

ハ、返礼ハ、絶対ニ廃止スルコト

八、其他

イ、結婚式終了後ハ、直ニ婚姻届ヲ提出スルコト

ロ、新婚旅行ハ、行ハザルコト

ハ、結婚ニ関スル相性・十二支・日取等一切ノ迷信

ヲ排除スルコト

ニ、里帰り、部屋見舞等結婚ニ関スル一切ノ土産・

見舞ハ、儀式トシテ之ヲ行ハザルコト

ホ、結婚ニ関スル「戦時生活基準」ノ励行ニツキテ

ハ、婚家双方間ニ詳細協議ヲ行フコト

第九 葬儀・仏事ニ関シ

イ、死亡通知ハ、親戚及ビ故人ニ親交アリシ範圍ニ

止ムルコト

ロ、成ルベク葬列ヲ廃シ、告別式ニ代フルコト

ハ、告別式場及奉式ノ時間ハ、之ヲ明示スルコト

ニ、会葬者、休憩所ノ食物ノ接待ハ、之ヲ廃止スル

コト

ホ、公葬ノ場合ノ外、花輪ヲ全廃スルコト

ヘ、火葬場又ハ墓地ニ至ル随行者ハ、親族又ハ特別

縁故者ノ代表ヲ少数ニ止ムルコト

ト、会葬者ニ対スル菓子包又ハ葉書包等ノ配布ハ、

廃止スルコト

チ、葬儀ノ時食事ハ、寺院・親戚・手伝人迄ニ止メ、

握飯・煮ノ程度トシ酒ハ穴掘人・火葬人ノミニ限

ルコト

リ、香典返(忌明志)・山菓子ハ、全廃スルコト

ス、会葬礼状ハ、廃止スルコト

ル、忌中見舞ハ、之ヲ廃止スルコト

オ、寺院・親戚以外ノ建夜ハ、之ヲ廃止スルコト

ワ、法要ノ食事ハ会食ノ程度ニ止メ、酒・引物ハ之

ヲ廃止スルコト

カ、初盆ノ供物ハ、近親ノ外之ヲ廃止スルコト

コ、葬儀委員長ハ、大政翼賛会ノ世話役又ハ世話人

ト協議シテ「戦時生活基準」ノ励行ニ努ムルコト

注意 コノ外ニ従来各町村ニ於テ制定セラレタルモ

ノハ、之ヲ準用スルコト

昭和十八年八月

戦時生活基準

大政翼賛会兵庫支部

出石郡支部

各町村支部

三五 室植村国民貯蓄組合奨励規程 『室植村会決議録』

議題四二号

室植村国民貯蓄組合奨励規程制定ノ件

室植村国民貯蓄組合奨励規程左ノ通制定セントス

昭和十七年十二月十八日提出

出石郡室植村長 斎藤正規

規程第 号

室植村国民貯蓄組合奨励規程

第一条 大東亜戦争完遂ノ一大要素タル国民貯蓄ノ増

強ヲ図ル為、室植村国民貯蓄組合ヲ表彰ス

第二条 表彰スベキ貯蓄組合ハ、当分ノ間各部落を単

位トスル、即チ地域毎ニ組織セル国民貯蓄組合ヲ対

象トシ、左記各項ヲ参酌シ本村産業組合ト合議審査

シ決定スルモノトス

一、年度当初、村長ヨリ割当タル目標額達成ノ良否

二、目標額超過ノ歩合

三、貯蓄組合員ノ貯蓄金額及預入月日ノ適否

四、貯蓄組合内ノ戸数並ニ組合員数

五、国民貯蓄思想普及ノ良否

六、其ノ他

第三条 審査ノ結果成績優良ト認ムルモノヲ三等級ニ

分チ、左ノ褒賞ヲ授与ス

但シ、当該年度予算ノ都合ニ依リ各等級ノ賞金ヲ変

更スルコトアルベシ

一等 賞金 二十円

二等 賞金 十五円

三等 賞金 十円

五 昭和前期の出石

第四条 褒賞授与ノ期日ハ、前一ケ年ノ事業完了後行

フモノトシ、期日ハ其ノ都度之ヲ定ム

第五条 国民貯蓄ニ関スル篤行者アルトキハ、本規定

ニ依リ表彰ス

付 則

本規程ハ、昭和十七年度ヨリ之ヲ施行ス

理 由

大東亞戦争下、戦力ノ増強ヲ図ルノ要愈々急ニシテ、  
就中国民貯蓄ノ増強ハ喫緊ノ要務ナルニ依リ、之ガ  
目的達成ノ為国民貯蓄組合奨励規程ヲ制定セントス  
ルモノナリ

二三 出石郡各町村分郷開拓団建設組合規約

『室埴村会会議録』

出石郡各町村分郷開拓団建設組合規約

第一条 本町村組合ハ、出石郡各町村分郷開拓団建設

組合ト称ス

第二条 本町村組合ハ、左ノ町村ヲ以テ組織ス

出石町 室埴村 小坂村 神美村 合橋村

高橋村 資母村

第三条 本町村組合ハ、満州国出石郷開拓団建設ニ関

スル事務ヲ以テ共同事務トス

第四条 本組合役場ハ、出石町役場内ニ置ク

第五条 組合会議員ノ定数ハ、十四人トシ、各町村長

及各組合町村会ニ於テ町村会議員中ヨリ一人  
ヲ選挙ス

前項組合会議員ノ選挙ニ関シテハ、町村制第  
六十三条ノ規定ヲ準用ス

第六条 組合会議員ハ名誉職トシ、其ノ任期ハ各町村

長及各町村会議員ノ任期ニ依ル

第七条 組合会議<sup>(員脱カ)</sup>ノ選挙ハ、管理者ノ告示ニ依リ組合

各町村長之ヲ行ヒ、当選者定マリタル時ハ直

ニ其ノ住所・氏名ヲ管理者ニ報告スヘシ

第八条 組合会議員中欠員ヲ生シタルトキノ補欠選挙

ニ関シテハ、第五条第二項及前条ノ規定ニ依リ補欠議員ノ任期ハ各町村会議員ノ任期ニ依ル

第九条

組合ニ管理者・助役及収入役各一人ヲ置ク

管理者・助役ハ名譽職トシ、収入役ハ之ヲ有給吏員トス

第十条

管理者ハ、組合町村長中ヨリ組合会之ヲ選挙シ、其ノ任期ハ当該町村長ノ任期ニ依ル、管理者タル町村長其ノ職ヲ退クモ後任管理者就職ニ至ル迄ノ間其ノ職ヲ失フコトナシ

但シ、町村制第七十条第一項ノ規定ニ依ル場合及同法第一百五拾条第一項ノ規定ニ依リ解職ニ付セラレタルトキハ此ノ限ニ非ス、助役及収入役ハ、管理者タル町村長所属町村ノ助役及収入役ヲ以テ之ニ充ツ

助役及収入役ハ、管理者欠員ト為ルモ其ノ後任者就職セサル間ハ其ノ職ヲ失ハス 但シ、

此ノ場合ニ於テモ亦第一項但書ノ規定ハ之ヲ準用ス

第十二条

第九条ニ定メタルモノ、外、組合ニ必要ノ有給吏員ヲ置キ管理者之ヲ任免ス

第十三条

組合ノ必用ナル費用ハ、組合財産収入・其ノ他ノ収入ヲ以テ之ニ充テ、尚不足ノ場合ハ左

ノ割合ニ依リ組合町村ニ之ヲ分賦ス  
半額ハ住民税 半額ハ平等割

第十三条

組合ノ費用ハ、管理者ノ定メタル期日迄ニ各町村ニ於テ納付スヘシ

第十四条

組合会ノ組織及組合会議員ノ選挙ニ関シテハ、本規約ニ定ムルモノ、外、町村ニ関スル法令ヲ準用ス

第十五条

組合設立後、管理者就職ニ至ル迄ノ間ニ於ケル職務ハ、出石町長之ヲ行フ

付 則

本規約ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

\*本規約は、昭和十八年室埴村会會議録に見える。

大正五年発行一錢青銅貨幣  
昭和十三年発行一錢黃銅貨幣

三三 一錢青銅貨幣及び黃銅貨幣回収促進に関する件

『小坂村機密往復文書綴』

内機第一七〇〇号一

昭和十六年九月十五日

② 兵庫県学務部長

各市区町村長 殿

一 錢青銅貨幣及黃銅貨幣回収促進ニ関スル件

本邦銅ノ需給狀況ニ鑑ミ、標記貨幣ヲ急速ニ回収スルノ必要有之、大藏省ニ於テハ日本銀行ヲシテ極力之ガ回収ニ努力セラレ居候処、右回収促進ノ方法トシテ今后貴部内神社・寺院・教会等ニ於テ左記貨幣ヲ受入レタル場合ハ再ビ之ヲ支払ニ供スルコトナク、必ズ日本銀行本支店・代理店又ハ一般銀行ニ就キ交換セシメラルル様御配慮相成度

記

